

ちば

食肉衛生検査所

事業概要

令和7年度



はじめに

千葉県の実肉衛生検査所では、疾病や異常のある獣畜等やその肉を食用不適として排除するため、と畜場法等に基づき、公務員獣医師であると畜・食鳥検査員が獣医学的知識をもって検査を実施しています。また、所管すると畜場や食鳥処理場の HACCP に沿った衛生管理に対し、外部検証として日々助言・指導を行うことで、衛生管理の向上を図っています。

一方で、全国の実肉衛生検査所を対象としたアンケートの結果、近年、と畜・食鳥検査員が全国的に顕著に不足している現状が明らかになりました。慢性的な欠員により職員一人当たりの負担が増加しているほか、欠員補充のための定年後再雇用に伴う職員の高齢化といった問題を抱える自治体も多く、実肉衛生検査所の業務のあり方そのものを抜本的に見直す必要に迫られています。

昨今、AI や IoT 等の技術革新により社会全体の DX が進んでおり、千葉県では行政サービスのデジタル化やデータ利活用によるスマート自治体の実現を掲げています。我々、実肉衛生検査所においても、IoT 等の導入によると畜・食鳥検査のスマート化を推進し業務の効率化を図ることで、と畜・食鳥検査員の不足という深刻な課題に直面する中でも、最小限の人員で最大限の成果を上げることを目指します。さらに、検査結果の生産現場への還元など、分野横断的なデータ連携の推進にも貢献してまいります。

国内において、高病原性鳥インフルエンザや豚熱といった家畜伝染病が続発する中、と畜・食鳥処理関連事業者や生産者、家畜保健衛生所などの関係機関との情報共有や連携により包括的な危機管理体制を強化しながら、より一層の実肉の安全・安心の確保に取り組んでいきます。

ここに、令和 7 年度における本県の実肉衛生検査所の事業概要をとりまとめましたので、御高覧いただきますようお願い申し上げます。

令和 8 年 8 月

千葉県中央実肉衛生検査所長 田邊 裕通

千葉県東総実肉衛生検査所長 可世木 仁哉

千葉県南総実肉衛生検査所長 日名 由紀子

目 次

第1章 総説

1 食肉衛生検査所の沿革	3
2 組織及び所掌事務	
(1) 組織図	5
(2) 千葉県事務委任規則(抜粋)	6
(3) 職員構成	9
3 所管区域及びと畜場・食鳥処理場(検査対象)配置図	10
4 検査所の建物平面図及び案内図	
(1) 中央食肉衛生検査所	11
(2) 東総食肉衛生検査所	12
(3) 南総食肉衛生検査所	13
5 主要設備器具一覧	14

第2章 と畜検査事業

1 全県統計	
表1 管内別検査頭数	15
表2 月別検査頭数	15
表3 畜種別・病因別病畜検査頭数	16
表4 月別・病因別病畜検査頭数	16
表5 年度別と畜検査頭数	17
表6 と畜検査結果	18
表7 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	19
2 検査所別統計	
(1) 中央食肉衛生検査所	
表8 月別検査頭数	20
表9 と畜場別と畜検査頭数	20
表10 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数	20
表11 畜種別・病因別病畜検査頭数	21
表12 月別・病因別病畜検査頭数	21
表13 年度別と畜検査頭数	21
表14 と畜検査結果	22
表15 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	23
(2) 東総食肉衛生検査所	
表16 月別検査頭数	24
表17 と畜場別と畜検査頭数	24
表18 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数	24
表19 畜種別・病因別病畜検査頭数	25
表20 月別・病因別病畜検査頭数	25
表21 年度別と畜検査頭数	25
表22 と畜検査結果	26
表23 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	27
(3) 南総食肉衛生検査所	
表24 月別検査頭数	28

表 25 と畜場別と畜検査頭数	28
表 26 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員 1 人 1 日当たりの検査頭数	28
表 27 畜種別・病因別病畜検査頭数	29
表 28 月別・病因別病畜検査頭数	29
表 29 年度別と畜検査頭数	29
表 30 と畜検査結果	30
表 31 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	31
第 3 章 食鳥検査事業	
表 32 食鳥処理事業の許可件数及び届出食肉販売業の届出件数	32
表 33 食鳥検査羽数の年度別推移	32
表 34 月別検査羽数	33
表 35 食鳥種類別措置数及び廃棄数	33
表 36 食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者数	33
表 37 禁止・全部廃棄・一部廃棄(ブロイラー)	34
表 38 禁止・全部廃棄・一部廃棄(成鶏)	35
表 39 食鳥処理場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員 1 人当たりの検査羽数	36
表 40 認定小規模食鳥処理場の確認状況	37
表 41 認定小規模食鳥確認羽数の年度別推移	37
表 42 認定小規模食鳥処理場の巡回指導等の状況	37
第 4 章 精密検査	
1 と畜・食鳥関係精密検査	38
2 食品化学検査関係	42
第 5 章 衛生指導関係	
1 食品衛生監視	43
2 衛生講習会	43
3 と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証	43
4 衛生状況調査	45
第 6 章 調査研究	
1 年度別調査研究発表目録(平成 27 年度～令和 5 年度)	46
2 令和 6 年度調査研究目録	48
第 7 章 附表	
1 と畜場使用料・と殺解体料並びに検査手数料	59
2 と畜場の構造設備等の概要	60
3 大規模食鳥処理場の構造設備等の概要	60
4 歴代所長一覧	61

第1章 総説

1 食肉衛生検査所の沿革

食肉衛生行政は昭和22年衛生行政機構の改善と強化が図られた一環として、それまで警察が行っていたものを保健所の行政組織下に置かれることになった。そして昭和28年社会情勢に対処するため屠場法が廃止され、現在のと畜場法が施行された。その後昭和40年代に入ると、高度成長期における食肉及び食肉製品の需要の急増と安全な食肉に対する要望に応えるため、本県では下表のような変遷を経て、現在に至っている。

なお、平成13年4月から精密検査の機能強化を図るため、各食肉衛生検査所で行っていた精密検査部門を東総食肉衛生検査所に集約した。

また、平成13年9月に本県において国内初のBSE陽性牛が確認されたことから、平成14年4月、検査を一括実施する東総食肉衛生検査所にBSE検査課を新設した。平成25年7月BSE検査対象月齢が48か月齢超へ引き上げられたことから、平成26年4月には細菌・BSE検査課として統合し、さらに平成29年4月健康牛に対するBSE検査が廃止されたことから、細菌・BSE検査課と理化学検査課を精密検査課に統合した。同年4月と畜場および食鳥処理場におけるHACCP導入の支援指導等を行うためHACCP推進課を新設した。

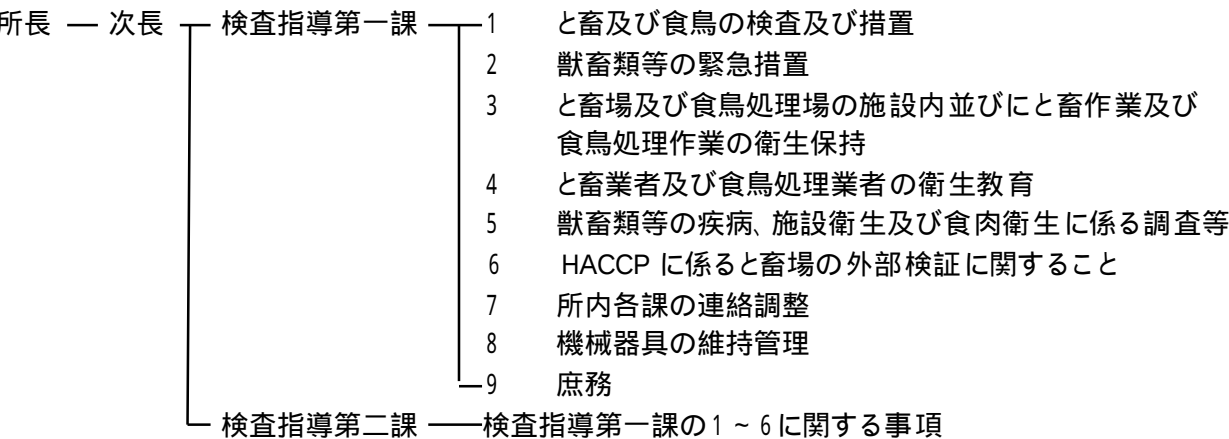
中央食肉衛生検査所	昭和49年 昭和50年 昭和52年 昭和58年 平成4年 平成13年 平成21年	千葉県第4次総合5ヶ年計画で船橋保健所内に庶務検査課・業務課の2課で発足 事務所を船橋市浜町に移転 庶務検査課を庶務課・検査課に分離し3課となる 事務所を千葉市中央区神明町に移転 業務課を第一・第二課に分離し4課となる 庶務課・検査課が廃止され、業務課が検査指導課に改称され2課となる 事務所を成田市加良部に移転
東総食肉衛生検査所	昭和46年 昭和48年 昭和52年 昭和60年 平成元年 平成13年 平成14年 平成26年 平成29年	旭市に庶務検査課・業務課の2課で発足 旭市二に庁舎を建設、移転 庶務課・検査課を分離し3課となる 業務課を第一・第二課に分離し4課となる 業務第三課を新設し5課となる 検査課を細菌検査課・理化学検査課に分離し、業務課を検査指導課に改称し、6課となる BSE検査課を新設し7課となる 細菌検査課とBSE検査課を細菌・BSE検査課に統合し、6課となる 細菌・BSE検査課と理化学検査課を精密検査課に統合し、HACCP推進課を新設し6課となる

南総食肉衛生検査所	昭和56年	千葉県第2次新総合5ヶ年計画で茂原保健所内に庶務検査課・業務課の2課で発足
	昭和58年	茂原市上林に庁舎を建設、移転
	平成13年	庶務検査課・業務課が検査指導第一課・検査指導第二課に改称される

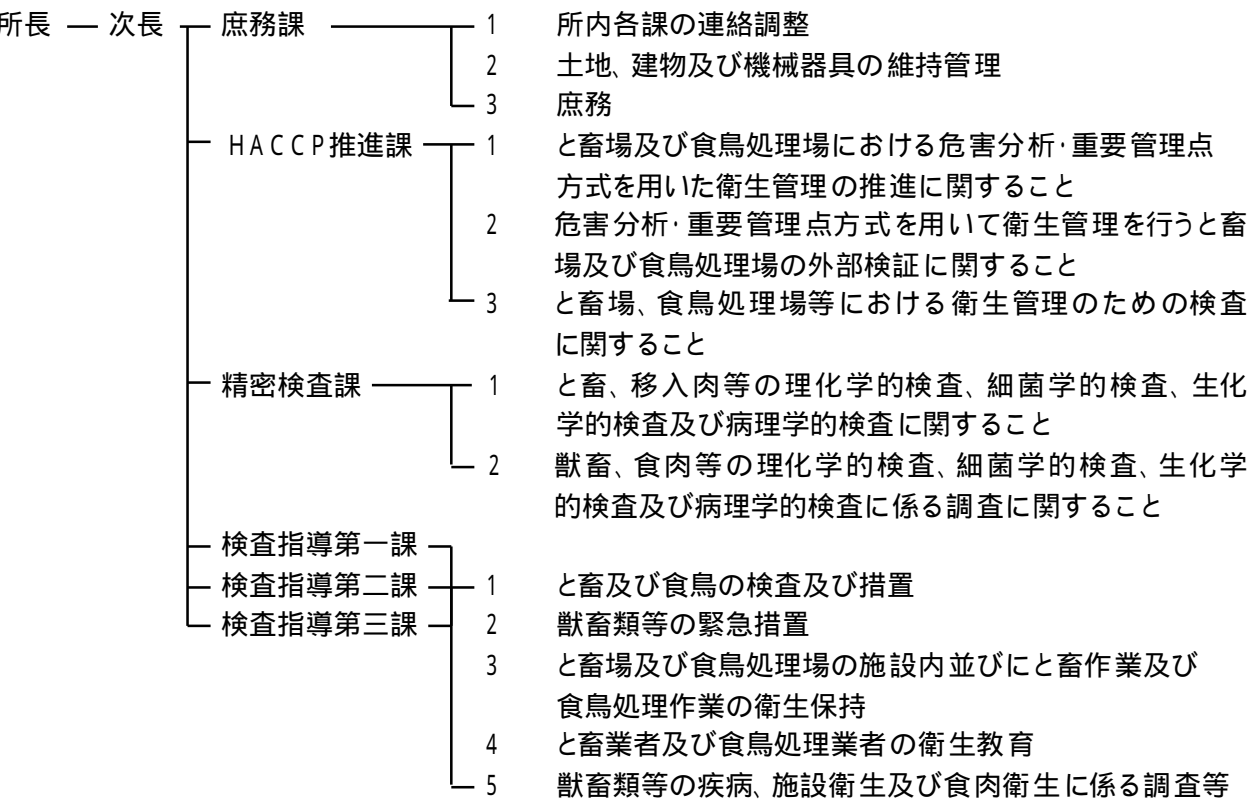
2 組織及び所掌事務

(1) 組織図 (令和7年4月1日現在)

中央食肉衛生検査所



東総食肉衛生検査所



南総食肉衛生検査所

所長 一次長	検査指導第一課	1	と畜及び食鳥の検査及び措置
		2	獣畜類等の緊急措置
		3	と畜場及び食鳥処理場の施設内並びにと畜作業及び食鳥処理作業の衛生保持
		4	と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育
		5	獣畜類等の疾病、施設衛生及び食肉衛生に係る調査等
		6	HACCPに係ると畜場の衛生指導に関すること
		7	所内各課の連絡調整
		8	土地、建物及び機械器具の維持管理
		9	庶務
	検査指導第二課	1	検査指導第一課の1～5に関する事項
		2	野生鳥獣肉処理施設の施設内及びとさつ解体作業の衛生保持

(2) 千葉県事務委任規則(抜粋)

(食肉衛生検査所長)

第五条の三 食肉衛生検査所の長に次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

- 一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)の施行に関すること。
 - イ 第四条第三項の規定による届出の受理に関すること。
 - ロ 第五条第二項の規定による制限に関すること。
- ハ 第七条第六項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。
- ニ 第八条(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による解任命令に関すること。
- ホ 第十三条第一項第一号の規定による届出の受理に関すること。
- ヘ 第十三条第三項の規定による指示に関すること。
- ト 第十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
- チ 第十四条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
- リ 第十四条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
- ヌ 第十四条第四項の規定による承認に関すること。
- ル 第十六条の規定による措置に関すること。
- ヲ 第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
- ワ 第十八条第一項の規定による施設の使用の制限及び停止の命令に関すること。
- カ 第十八条第二項の規定によるとさつ及び解体の業務の停止命令並びにとさつ及び解体の禁止に関すること。
- 二 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)の施行に関すること。
 - イ 第四条第二号の規定による指定及び許可に関すること。

- ロ 第五条第一項第一号の規定による許可に関する事。
- ハ 第五条第一項第二号の規定による許可に関する事。
- ニ 第五条第一項第三号の規定による許可に関する事。
- 三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の施行に関する事。
- イ 第三条の規定による許可に関する事。
- ロ 第六条第一項の規定による変更許可に関する事。
- ハ 第六条第三項の規定による届出の受理に関する事。
- ニ 第七条第二項の規定による届出の受理に関する事。
- ホ 第八条の規定による事業の全部又は一部の停止命令に関する事。
- ヘ 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用禁止又は食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止命令に関する事。
- ト 第十二条第六項の規定による届出の受理に関する事。
- チ 第十三条の規定による解任命令に関する事。
- リ 第十四条の規定による届出の受理に関する事。
- ヌ 第十五条第一項の規定による検査に関する事。
- ル 第十五条第二項の規定による検査に関する事。
- ヲ 第十五条第三項の規定による検査に関する事。
- ワ 第十六条第一項の規定による認定に関する事。
- カ 第十六条第二項の規定による変更の認定に関する事。
- コ 第十六条第六項の規定による解任命令に関する事。
- タ 第十六条第七項の規定による報告の受理に関する事。
- レ 第十六条第八項の規定による届出の受理及び効力を失う日の決定に関する事。
- ソ 第十六条第九項の規定による指導及び助言に関する事。
- ツ 第十七条第一項第四号の規定による届出の受理に関する事。
- ネ 第二十条の規定による措置に関する事。
- ナ 第三十七条第一項の規定による報告の徴収に関する事。
- ラ 第三十八条第一項の規定による立入検査及び収去に関する事。
- 三の二 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に関する事。
- イ 附則第十条第二項の規定による調査に関する事。
- 四 食品衛生法の施行に関する事(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに第五十五条の規定による食肉処理業の許可を受けた施設(いのしし若しくは鹿をとさつし、若しくは解体する営業又はいのしし若しくは鹿をとさつし、若しくは解体し、若しくは解体された肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業に係るものに限る。次号及び第六号において同じ。)に係るものに限る。))。
- イ 第二十六条第一項の規定による検査命令に関する事。
- ロ 第二十八条の規定による報告の徴収、臨検検査及び収去に関する事。
- ハ 第五十九条の規定による廃棄命令又は処置命令に関する事。

- 五 食品表示法の施行に関すること(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに食品衛生法第五十五条の規定による食肉処理業の許可を受けた施設に係るもののうち、アレルギー、消費期限、添加物等の表示に係るものに限る。)。
 - イ 第六条第一項及び第三項の規定による指示に関すること。
 - ロ 第六条第五項の規定による命令に関すること。
 - ハ 第六条第八項の規定による命令に関すること。
 - ニ 第八条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問及び収去に関すること。
 - ホ 第十二条第一項及び第二項の規定による申出の受付に関すること。
 - ヘ 第十二条第三項の規定による調査に関すること。
- 六 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の施行に関すること。
 - イ 第七条第二項ただし書の規定による許可に関すること。
- 七 農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律の施行に関すること(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るものに限る。)。
 - イ 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行に関すること。
 - ロ 第十七条第二項の規定による申請の受理に関すること。
 - ハ 第十七条第四項の規定による確認に関すること。
 - ニ 第十七条第五項の規定による改善の要求に関すること。
 - ホ 第五十三条第二項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入調査及び質問に関すること。
 - ヘ 第五十三条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。

全部改正(昭和六三年規則二八号)、一部改正(平成四年規則五一号・五年四〇号・一一年四三号・一二年一三〇号・一五年一三六号・一六年五〇号・一七年五九号・一九年四二号・二五年三五号・二七年一六号・二八年一八号・令和二年一七号・三年六号・五年六八号・六年一六号)

(3) 職員構成 (令和7年6月1日現在)

中央食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	副主査	主事	上席 専門員	専門員	主任 技師	技師	計
	1(技)	1(技)										2
検査指導 第一課			1(技)	2(技)		1(事)	1(事)			1(技)		6
検査指導 第二課			1(技)	2(技)				1(技)	1(技)		3(技)	8
計	1	1	2	4		1	1	1	1	1	3	16

東総食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	副主査	主事	上席 専門員	専門員	主任 技師	技師	計
	1(技)	1(事) 1(技)										3
庶務課			1			1(事)	1(事)					2
HACCP 推進課			1(技)					1(技)	1(技)		1(技)	4
精密検査 課			1(技)	1(技)				1(技)	2(技)	1(技)	1(技)	7
検査指導 第一課			1(技)	1(技)				3(技)	3(技)	2(技)	4(技) 2	14
検査指導 第二課			1(技)	3(技)					2(技)		3(技) 2	9
検査指導 第三課			1(技)	3(技)				2(技)	1(技)		2(技) 2	9
計	1	2	5	8		1	1	7	9	3	11	48

1 事務次長による事務取扱

2 臨時任用職員を含む

南総食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	副主査	主事	上席 専門員	専門員	主任 技師	技師	計
	1(技)	1(技)										2
検査指導 第一課				2(技)	1(事)			1(技)	1(技)	1(技)	1(技)	7
検査指導 第二課			1(技)	1(技)				2(技)	1(技)			5
計	1	1	1	3	1			3	2	1	1	14

技術次長による事務取扱

3 所管区域及びと畜場・食鳥処理場(検査対象)配置図



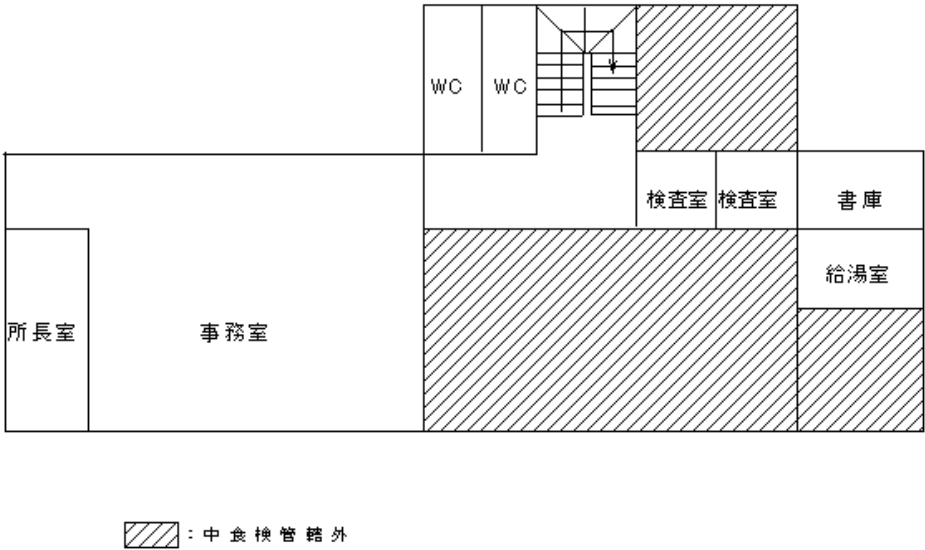
4 検査所の建物平面図及び案内図

(1) 中央食肉衛生検査所

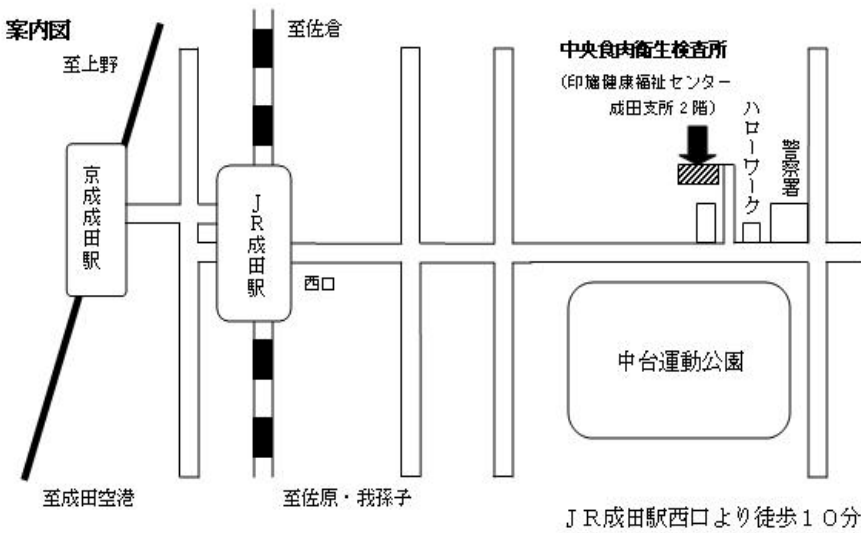
ア 施設の概要

所在地	成田市加良部 3-3-1
敷地面積	2,378.57 m ²
建築延面積	792 m ²
規模構造	鉄筋コンクリート2階建
内訳	1階 440 m ² (印旛健康福祉センター 成田支所)
	2階 298 m ² (当所) 一部他事業施設
車庫	54 m ²

イ 平面図



ウ 案内図



(2) 東総食肉衛生検査所

ア 施設の概要

所在地 旭市二の 5908- 3

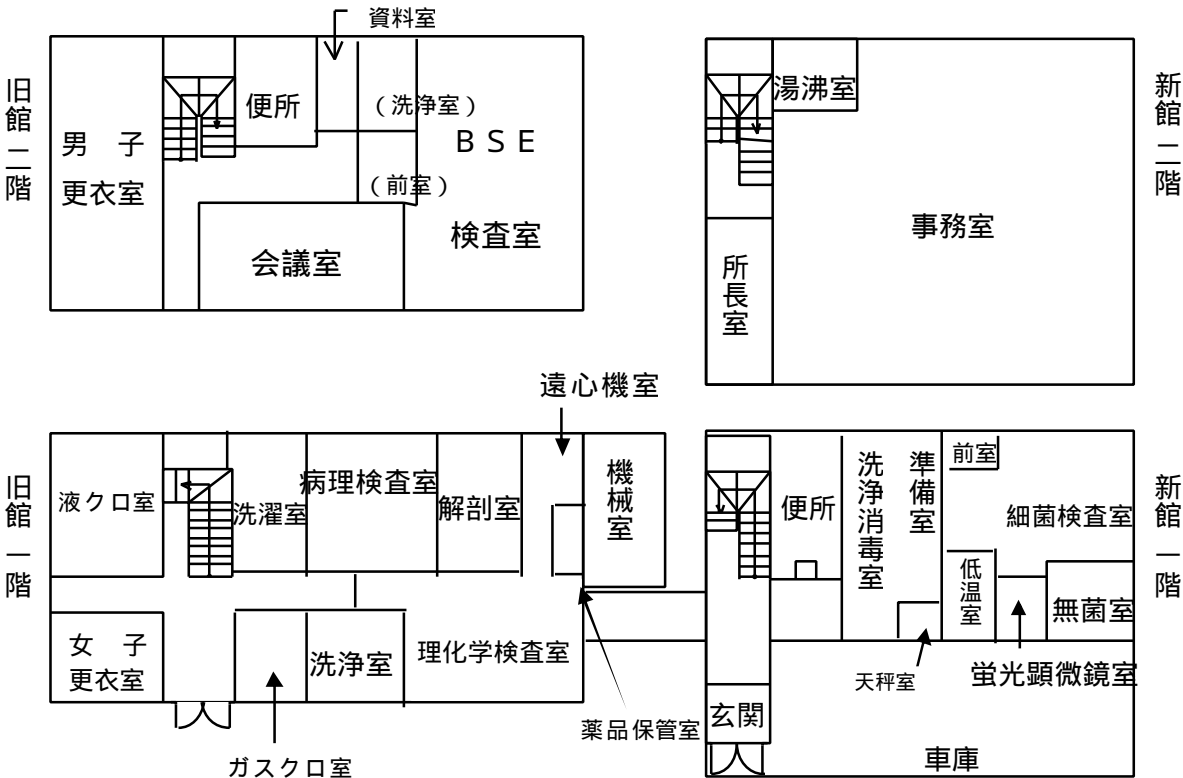
敷地面積 1,973.00 m²

建築延面積 945.05 m²

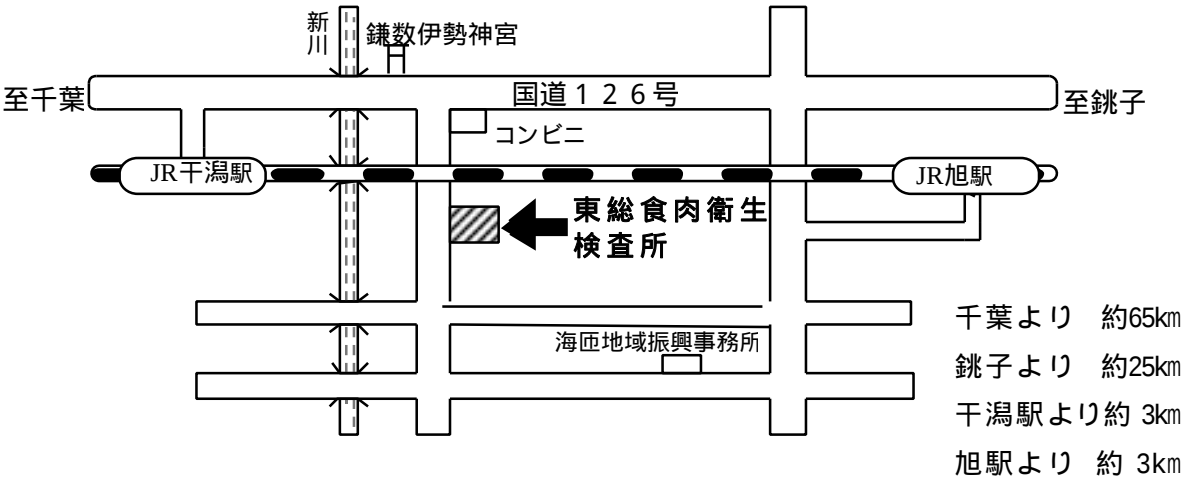
規模構造 鉄筋コンクリート2階建

内訳	新館	1 階	228.40 m ²
		2 階	234.00 m ²
	旧館	1 階	250.90 m ²
		2 階	231.75 m ²

イ 平面図



ウ 案内図

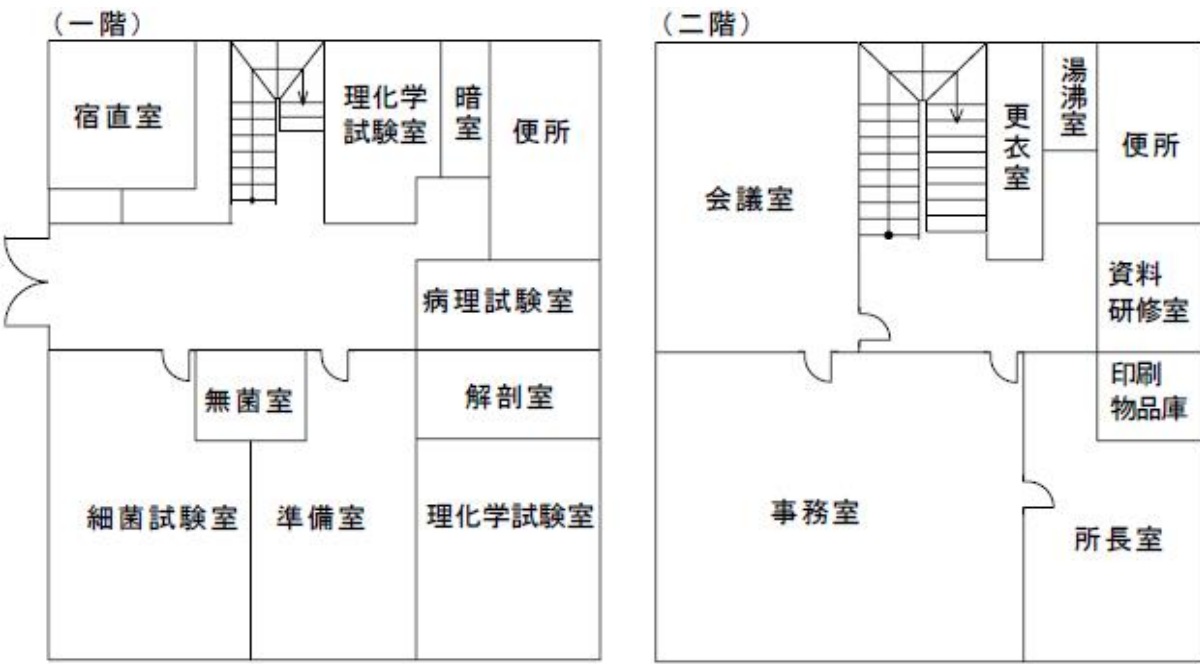


(3) 南総食肉衛生検査所

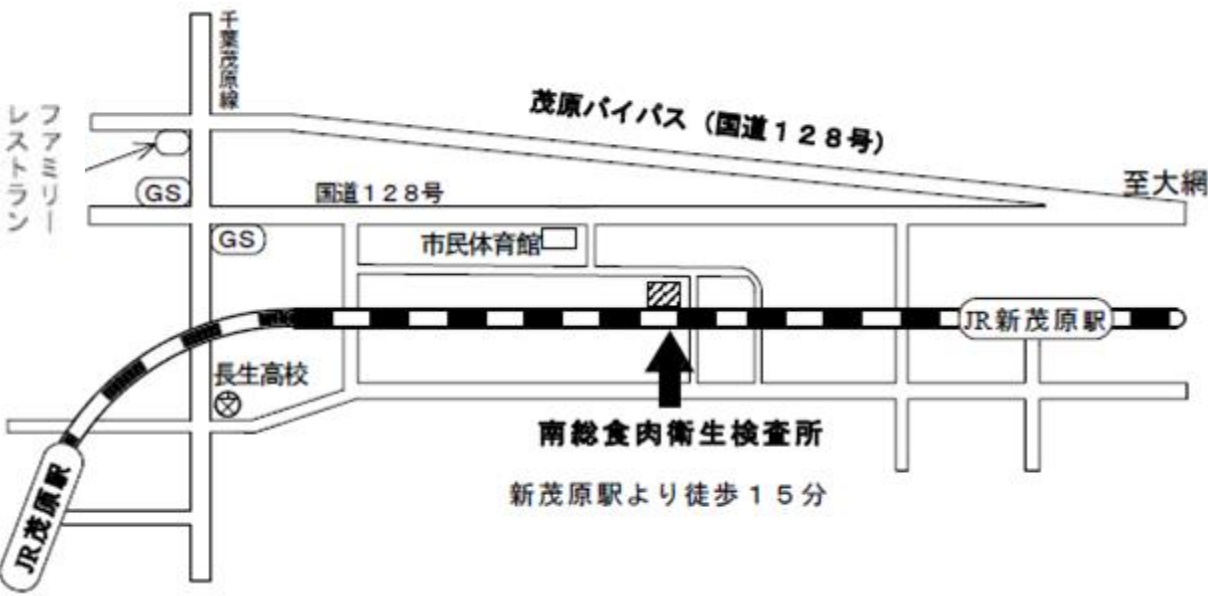
ア 施設の概要

所在地 茂原市上林 203-1
敷地面積 1,195.41 m²
建築延面積 420.00 m²
規模構造 鉄筋コンクリート2階建
内訳 1階 210 m²
2階 210 m²

イ 平面図



ウ 案内図



5 主要設備器具一覧

(1) 検査用機器

○ 理化学検査

品 名	数 量			品 名	数 量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
遠心機	0	2	2	pHメーター	0	1	0
高速冷却遠心機	0	2	0	電子天秤	1	2	1
高速液体クロマトグラフ	0	2	0	振盪機	0	2	0
ロータリーエバポレーター	0	6	0	ホモジナイザー	0	2	0
ネオクールアスピレーター	0	3	0	ブレンダーミル	0	1	0
純水製造装置	0	1	0	超音波ビペット洗浄器	0	1	0
インキュベーター	0	1	0	卓上型生化学検査システム(スポットケム等)	1	2	1
ドラフトチャンバー	0	1	0	フリーザー	0	2	0
ウォーターバス	0	1	0	クールインキュベーター(冷蔵庫)	0	1	0
高速液体クロマトグラフ用質量分析計	0	1	0	器具乾燥器	0	1	0
冷蔵庫	0	2	8	超音波洗浄器	0	2	0

○ 微生物検査

品 名	数 量			品 名	数 量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
顕微鏡(倒立、実体、ディスカッション、蛍光)	3	6	0	超低温フリーザー	0	1	0
顕微鏡用写真撮影装置	0	1	0	微量高速冷却遠心機	0	1	0
オートクレーブ	1	2	1	ヘマトクリット遠心機	0	1	0
乾熱滅菌器	0	1	0	卓上冷却遠心機	0	1	0
プログラムインキュベーター	1	4	4	ストマッカー	0	3	0
CO ₂ インキュベーター	0	1	0	ビペットコントローラー	0	2	0
ウォーターバス	0	2	0	pHメーター	0	1	0
安全キャビネット	0	1	0	放射温度計	0	1	2
PCR検査機器(サーマルサイクラー)	0	1	0	純水製造装置	0	1	0
アルミブロック恒温槽	0	1	0	電子天秤	0	2	1
冷蔵庫・冷凍庫	2	1	0	超音波洗浄器	0	1	0
プレハブ冷蔵庫	0	1	1	器具乾燥器	0	1	1
クールインキュベーター	0	1	0	薬品庫	0	1	0
デジタルカメラ	2	1	3				

○ 病理学検査

品 名	数 量			品 名	数 量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
顕微鏡	0	2	0	クリオスタット	0	1	0
ディスカッション顕微鏡	0	1	1	ミクロトーム	0	2	2
顕微鏡用写真撮影装置	0	1	0	ミクロトームホルダー	0	2	0
自動包埋装置	0	2	0	病理切片自動染色装置	0	1	0
パラフィン伸展器	0	3	2	フリーザー	0	1	0
ラミナーテーブル	0	1	0	無影灯	0	1	0
組織固定用振盪器	0	1	2	解剖台	0	1	1
凍結ブロック作成装置	0	1	0				

○ TSE検査(東総食肉衛生検査所)

品 名	数 量	品 名	数 量
安全キャビネット	2	電子天秤	1
全自動マイクロプレートEIA分析装置	2	データ処理用パソコン	1
細胞破碎機	4	アルミブロック恒温槽	4
微量高速冷却遠心機	1	マイクロプレートリーダー	1
超低温フリーザー	1	マイクロプレートウォッシャー	1
フリーザー	1	ドライアイス発生装置	1
クールインキュベーター	1	冷凍・冷蔵庫	1

○ HACCP検査関係(東総食肉衛生検査所)

品 名	数 量	品 名	数 量
安全キャビネット	2	データ処理用パソコン	1
微量高速冷却遠心機	1	アルミブロック恒温槽	1
冷蔵庫	2	オートクレーブ	1
PCR検査機器(サーマルサイクラー)	2	プログラムインキュベーター	3
電子天秤	1	器具乾燥器	1
電動ビペットコントローラー	1	卓上クリーンベンチ	1
ストマッカー	2		

(2) 庁用機器

自動車	3	3	3	発電機	0	2	0
-----	---	---	---	-----	---	---	---

第2章 と畜検査事業

1 全県統計

表1 管内別検査頭数

管内 \ 畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		計	肉用	乳用					
中央食肉衛生検査所	171,788						171,788		
東総食肉衛生検査所	657,703	20,302	14,528	5,774	298	3	637,081		19
南総食肉衛生検査所	45,269	3,318	1,280	2,038	231		41,687	24	9
計	874,760	23,620	15,808	7,812	529	3	850,556	24	28

表2 月別検査頭数

月 \ 畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		計	肉用	乳用					
令和7年 4月	76,278	2,253	1,504	749	73	1	73,949	2	
5月	70,305	1,558	1,034	524	28		68,717	2	
6月	62,960	1,731	1,153	578	54		61,172	2	1
7月	66,775	1,957	1,322	635	23		64,792	3	
8月	61,451	1,682	1,005	677	41	1	59,725	2	
9月	71,746	1,845	1,124	721	59		69,839	3	
10月	80,184	1,875	1,189	686	35		78,272	2	
11月	75,863	2,596	2,019	577	51		73,207	2	7
12月	83,689	3,022	2,240	782	58		80,604	2	3
令和8年 1月	76,363	1,688	1,042	646	31		74,633	2	9
2月	71,283	1,544	948	596	40	1	69,692	2	4
3月	77,863	1,869	1,228	641	36		75,954		4
計	874,760	23,620	15,808	7,812	529	3	850,556	24	28

表3 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分 \ 畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの									
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	1,061	911	93	818	13		137		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの									
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他	3	2		2			1		
計	1,064	913	93	820	13		138		

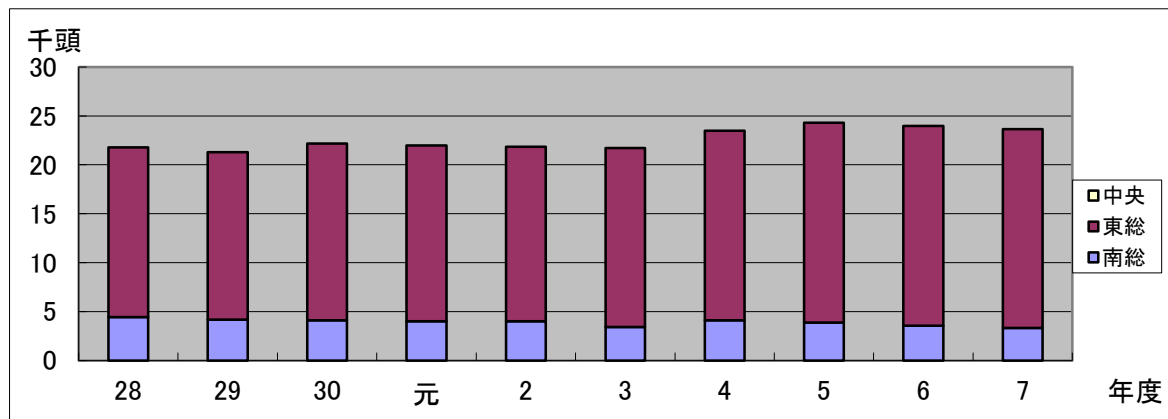
表4 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分 \ 月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの													
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	1,061	75	72	65	90	87	117	112	85	87	106	73	92
(3)汚染源となる症状を呈しているもの													
(4)異常熱のあるもの													
(5)その他	3	1		1		1							
計	1,064	76	72	66	90	88	117	112	85	87	106	73	92

表5 年度別と畜検査頭数

年度	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
28年度		889,100	21,784	12,101	9,683	525	2	866,781	7	1
29年度		896,958	21,295	11,974	9,321	652	0	874,987	0	24
30年度		901,529	22,174	12,980	9,194	631	3	878,691	0	30
令和元年度		887,935	21,965	12,779	9,186	628	0	865,292	16	34
2年度		923,078	21,835	12,907	8,928	707	1	900,439	53	43
3年度		908,598	21,720	13,185	8,535	672	2	886,135	29	40
4年度		900,861	23,466	13,946	9,520	924	1	876,378	29	63
5年度		886,737	24,316	15,446	8,870	960	0	861,398	49	14
6年度		848,882	23,994	15,862	8,132	553	1	824,260	49	25
7年度		874,760	23,620	15,808	7,812	529	3	850,556	24	28

年度別と畜検査頭数(牛)



年度別と畜検査頭数(豚)

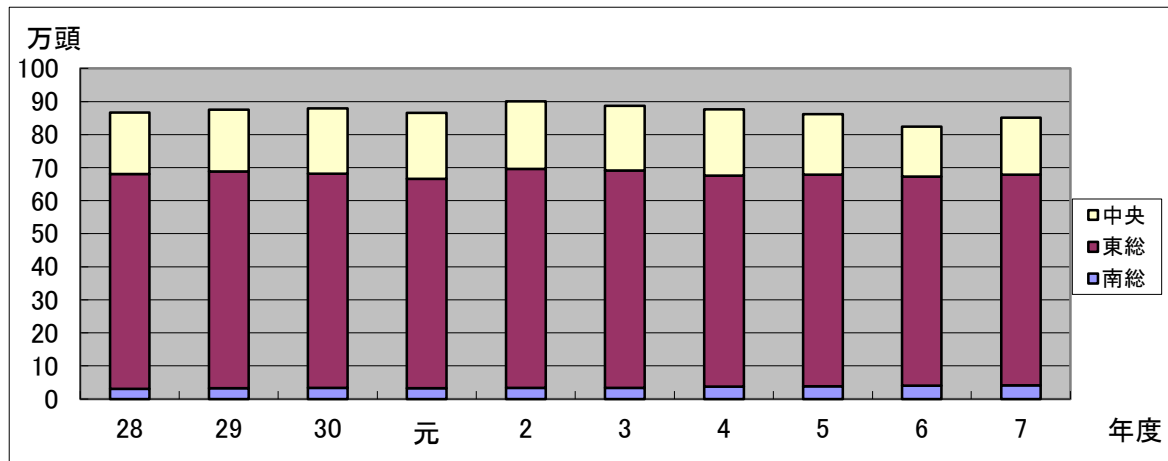


表6 と畜検査結果

疾 病 別 処 分 頭 数																								
獣 畜 名	と 畜 検 査 頭 数 (A)	処 分 内 容	処 分 実 頭 数 (B)	細 菌 病				原虫病	寄生虫病			そ の 他 の 疾 病								計				
				豚 丹 毒	サルモネラ症	放線菌病	その他	トキソプラズマ	のう虫症	ジストマ	その他	膿毒血症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	に炎症による汚染物は	変性又は縮は		その他			
牛	23,620	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	336 13,624			10					7			2	94	3	10	58	169					336 16,714
と く	529	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	4 480								1				2		1	1						4 729
馬	3	禁 止 全部廃棄 一部廃棄																						
豚	850,556	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	905 684,379	1									178	708	1	9	1	7						905 759,253
めん羊	24	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	8									25,162												
山 羊	28	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	1																					
計	874,760	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	1,245 698,494	1		10					8	25,162	180	804	4	20	60	176						1,245 776,710

表7 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺	炎症	204,635	625	95		203,915		
	肺	虫症							
	血液	吸入肺	174,220	1			174,219		
	肺	膿瘍	28,954	56	23		28,875		
	胸膜	肺炎	38,583	10			38,572		1
	横隔膜	炎症	32,248	322	19		31,905	1	1
	横隔膜	膿瘍	670	450	11		208	1	
	その他		82	6			76		
小計			479,392	1,470	148		477,770	2	2
循環器	心外膜	炎症	65,406	516	27		64,862		1
	心筋	炎症	39	33	1		5		
	心筋	変性	120	87	12		18	3	
	リポフスチン	沈着心	44	43	1				
	その他		13	11			2		
	小計		65,622	690	41		64,887	3	1
消化器	肝	炎症	72,750	3,034	218		69,495	2	1
	寄生虫性	肝炎	30,903				30,903		
	肝	硬変	1,639	10			1,629		
	肝	膿瘍	1,151	1,003	27		121		
	肝包膜	炎症	6,179	5	1		6,173		
	肝脂肪	変性	558	8			550		
	退色	肝	854	4			850		
	肝	富脈斑	1,114	1,109	5				
	鋸屑	肝	1,214	1,212	2				
	産褥	肝	5	5					
	肝	蛭症	8	7	1				
	胆管	炎症	171	171					
	肝	変性							
	ニクズク	肝	4	4					
	リポフスチン	沈着肝	199	198	1				
	胃	炎症	783	28	3		752		
	胃腸	炎症	15,328	198	28		15,102		
	大腸	炎症	19,568	778			18,790		
	小腸	炎症	18,756	848	4		17,904		
	腸	炎症	6,402	1,634	19		4,749		
	腸気泡	症	228				228		
	腹膜	炎症	24,326	44	6		24,276		
	その他		80	36	2		42		
	小計		202,220	10,336	317		191,564	2	1
泌尿・生殖器	腎	炎症	5,577	1,438	172		3,967		
	のう胞	腎	8,426	56	3		8,367		
	膀胱	炎症	12	4			8		
	乳房	炎症	22	17			5		
	子宮	炎症	480	123			357		
	子宮	蓄膿症	98	89			9		
	その他		497	324		2	171		
	小計		15,112	2,051	175	2	12,884		
運動器	出血性	筋炎	2,444	861	15		1,567	1	
	化膿性	筋炎	3,578	150	9		3,419		
	筋	炎症	6	5			1		
	筋肉	変性	610	451	10		149		
	筋肉	水腫	496	346	2		148		
	関節	炎症	816	27	12		777		
	その他		19	10			9		
	小計		7,969	1,850	48		6,070	1	
その他	放線菌	症	10	10					
	脂肪	壊死	284	284					
	非定型抗酸菌	症(腸)	4,604				4,604		
	非定型抗酸菌	症(顎)	1,446				1,446		
	腫瘍		5	4			1		
	その他		46	19			27		
小計			6,395	317			6,078		
計			776,710	16,714	729	2	759,253	8	4

2 検査所別統計

(1) 中央食肉衛生検査所

表8 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
令和7年	4月	14,349						14,349		
	5月	14,137						14,137		
	6月	12,724						12,724		
	7月	13,404						13,404		
	8月	11,272						11,272		
	9月	13,501						13,501		
	10月	15,070						15,070		
	11月	14,435						14,435		
	12月	15,478						15,478		
令和8年	1月	15,602						15,602		
	2月	14,550						14,550		
	3月	17,266						17,266		
	計	171,788						171,788		

表9 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
	印旛食肉センター	171,788						171,788		
	計	171,788						171,788		

表10 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開催日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
印旛食肉センター	171,788	243	1,477	707	117
計	171,788	243	1,477	707	117

表11 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病を著しく疑うもの										
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		5						5		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの										
(4)異常熱のあるもの										
(5)その他										
計		5						5		

表12 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病を著しく疑うもの														
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		5			1	3	1							
(3)汚染源となる症状を呈しているもの														
(4)異常熱のあるもの														
(5)その他														
計		5			1	3	1							

表13 年度別と畜検査頭数

年度	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			計	肉用	乳用					
平成28年度		186,636						186,636		
29年度		186,502						186,502		
30年度		197,538						197,538		
令和元年度		198,864						198,864		
2年度		205,129						205,129		
3年度		195,621						195,621		
4年度		200,635						200,635		
5年度		183,147						183,147		
6年度		151,215						151,215		
7年度		171,788						171,788		

表14 と畜検査結果

処 分 実 頭 数 (B)				疾 病 別 処 分 頭 数																				
と 畜 検 査 頭 数 (A)	処 分 内 容	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	計	細 菌 病			原 虫 病	寄 生 虫 病			そ の 他 の 疾 病								そ の 他	計				
				豚 丹 毒	サ ル モ ネ ラ 症	放 線 菌 病	そ の 他	マ ト キ ソ プ ラ 症	の う 虫 症	ジ ス ト マ	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	に 炎 症 による汚染物は			萎 縮 性 変 化			
牛		禁 止 全部廃棄 一部廃棄																						
と く		禁 止 全部廃棄 一部廃棄																						
馬		禁 止 全部廃棄 一部廃棄																						
豚	171,788	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	188 111,535									59	128	1	37	1	121,225	508	988				188 122,759	
め ん 羊		禁 止 全部廃棄 一部廃棄																						
山 羊		禁 止 全部廃棄 一部廃棄																						
計	171,788	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	188 111,535								59	128	1	37	1	121,225	508	988				188 122,759		

表15 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺	炎症	33,944				33,944		
	肺	虫症							
	血液	吸入肺	6,002				6,002		
	肺	膿瘍	9,067				9,067		
	胸膜	肺炎	12,125				12,125		
	横隔膜	炎症	5,740				5,740		
	横隔膜	膿瘍	44				44		
	その他								
小計			66,922				66,922		
循環器	心外膜	炎症	13,679				13,679		
	心筋	炎症							
	心筋	変性	2				2		
	リポフスチン	沈着心							
	その他								
小計			13,681				13,681		
消化器	肝	炎症	18,161				18,161		
	寄生虫性	肝炎	5,741				5,741		
	肝	硬変	66				66		
	肝	膿瘍	78				78		
	肝包膜	炎症	1,109				1,109		
	肝脂肪	変性	91				91		
	退色	肝	320				320		
	肝	富脈斑							
	鋸屑	肝							
	産褥	肝							
	肝	蛭症							
	胆管	炎症							
	肝	変性							
	ニクズク	肝							
	リポフスチン	沈着肝							
	胃	炎症	301				301		
	胃腸	炎症	1,738				1,738		
	大腸	炎症	1,568				1,568		
	小腸	炎症	3,040				3,040		
	腸	炎症	2,048				2,048		
	腸気泡	症	63				63		
	腹膜	炎症	3,295				3,295		
	その他								
小計			37,619				37,619		
泌尿・生殖器	腎	炎症	440				440		
	のう胞	腎	925				925		
	膀胱	炎症	3				3		
	乳房	炎症	3				3		
	子宮	炎症	5				5		
	子宮	蓄膿症	2				2		
	その他								
小計			1,378				1,378		
運動器	出血性	筋炎	358				358		
	化膿性	筋炎	1,183				1,183		
	筋	炎症							
	筋肉	変性	28				28		
	筋肉	水腫	37				37		
	関節	炎症	101				101		
	その他								
小計			1,707				1,707		
その他	放線菌	症							
	脂肪	壊死							
	非定型抗酸菌	症(腸)	1,418				1,418		
	非定型抗酸菌	症(顎)	32				32		
	腫瘍		1				1		
小計			1,452				1,452		
計			122,759				122,759		

(2) 東総食肉衛生検査所

表16 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
令和7年	4月	57,672	1,884	1,355	529	50	1	55,737		
	5月	52,380	1,357	948	409	14		51,009		
	6月	47,012	1,459	1,056	403	28		45,524		1
	7月	49,918	1,650	1,195	455	13		48,255		
	8月	46,812	1,446	918	528	21	1	45,344		
	9月	54,537	1,555	1,030	525	35		52,947		
	10月	61,006	1,628	1,091	537	19		59,359		
	11月	57,764	2,352	1,918	434	30		55,379		3
	12月	64,149	2,622	2,090	532	36		61,488		3
令和8年	1月	56,729	1,420	933	487	16		55,289		4
	2月	52,990	1,343	877	466	18	1	51,624		4
	3月	56,734	1,586	1,117	469	18		55,126		4
	計	657,703	20,302	14,528	5,774	298	3	637,081		19

表17 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
千葉県食肉公社		423,276	15,547	11,083	4,464	263	3	407,463		
東陽食肉センター		132,544	4,755	3,445	1,310	35		127,735		19
東庄町食肉センター		101,883						101,883		
計		657,703	20,302	14,528	5,774	298	3	637,081		19

表18 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開場日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
千葉県食肉公社	454,376	251	2,868	1,811	159
東陽食肉センター	142,054	247	1,742	576	82
東庄町食肉センター	101,883	251	765	406	134
計	698,313	749	5,375	933	130

表19 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの									
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	768	633	79	554	5		130		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの									
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他	3	2		2			1		
計	771	635	79	556	5		131		

表20 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	月 計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの													
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	768	53	56	48	61	65	84	79	58	66	78	56	64
(3)汚染源となる症状を呈しているもの													
(4)異常熱のあるもの													
(5)その他	3	1		1		1							
計	771	54	56	49	61	66	84	79	58	66	78	56	64

表21 年度別と畜検査頭数

年度	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
28年度	666,672	17,331	11,253	6,078	456	2	648,875	7	1
29年度	672,517	17,120	10,973	6,147	392		654,988		17
30年度	665,606	18,088	11,937	6,151	355	3	647,131		29
令和元年度	651,006	17,955	11,710	6,245	360		632,652	5	34
2年度	679,114	17,840	11,693	6,147	379	1	660,853	6	35
3年度	675,102	18,299	12,081	6,218	390	2	656,357	19	35
4年度	657,654	19,350	12,737	6,613	499		637,776	5	24
5年度	659,905	20,450	14,162	6,288	370		639,065	8	12
6年度	653,000	20,446	14,558	5,888	290	1	632,235	10	18
7年度	657,703	20,302	14,528	5,774	298	3	637,081		19

表22 と畜検査結果

獣 畜 名	と 畜 検 査 頭 数 (A)	処 分 内 容	処 分 実 頭 数 (B)	疾 病 別 処 分 頭 数																		
				細 菌 病			原虫病	寄 生 虫 病			そ の 他 の 疾 病								計			
				豚 丹 毒	サルモネラ症	放線菌病	その 他	マトキソプラズマ	のう虫症	ジストマ	その 他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	に炎症による汚染物は		萎縮は	性又	そ の 他
牛	20,302	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	254 11,402			5				3		2	74	2	7	58	111					254 12,666
と く	298	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	1 266							1						1			315	2	3	322
馬	3	禁 止 全部廃棄 一部廃棄																				
豚	637,081	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	709 532,797	1								114	577	1	8	1	7		402,444	2,563	164,903	591,998
めん羊		禁 止 全部廃棄 一部廃棄									21,998					90						
山 羊	19	禁 止 全部廃棄 一部廃棄																				
計	657,703	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	964 544,468	1		5				4	21,998	116	651	3	15	60	118		413,669	3,041	165,890	604,992

表23 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺	炎症	159,758	610	92		159,056		
	肺	虫症							
	血液	吸入肺	157,315	1			157,314		
	肺	膿瘍	19,884	54	23		19,807		
	胸膜	肺炎	25,081	10			25,070		1
	横隔膜	炎症	23,971	277	3		23,690		1
	横隔膜	膿瘍	605	438	5		162		
	その他		82	6			76		
小計			386,696	1,396	123		385,175		2
循環器	心外膜	炎症	48,572	387	12		48,172		1
	心筋	炎症	39	33	1		5		
	心筋	変性	23	10			13		
	リポフスチン	沈着心	22	22					
	その他		11	9			2		
	小計		48,667	461	13		48,192		1
消化器	肝	炎症	49,755	1,854	36		47,864		1
	寄生虫性	肝炎	21,998				21,998		
	肝	硬変	1,559	9			1,550		
	肝	膿瘍	939	879	18		42		
	肝包膜	炎症	4,690	4	1		4,685		
	肝脂肪	変性	464	5			459		
	退色	肝	470	2			468		
	肝	富脈斑	591	591					
	鋸屑	肝	1,194	1,193	1				
	産褥	肝	5	5					
	肝	蛭症	4	3	1				
	胆管	炎症	102	102					
	肝	変性							
	ニクズク	肝	1	1					
	リポフスチン	沈着肝	51	51					
	胃	炎症	372	9	2		361		
	胃腸	炎症	13,295	149	14		13,132		
	大腸	炎症	12,491	722			11,769		
	小腸	炎症	15,005	823	3		14,179		
	腸	炎症	3,367	1,212	11		2,144		
	腸気泡	症	158				158		
	腹膜	炎症	20,593	22	3		20,568		
	その他		65	22	2		41		
小計			147,169	7,658	92		139,418		1
泌尿・生殖器	腎	炎症	4,435	1,094	65		3,276		
	のう胞	腎	7,134	27	1		7,106		
	膀胱	炎症	9	4			5		
	乳房	炎症	16	14			2		
	子宮	炎症	475	123			352		
	子宮	蓄膿症	96	89			7		
	その他		473	300		2	171		
	小計		12,638	1,651	66	2	10,919		
運動器	出血性	筋炎	1,621	651	10		960		
	化膿性	筋炎	2,214	125	3		2,086		
	筋	炎症	6	5			1		
	筋肉	変性	185	110	2		73		
	筋肉	水腫	381	290	1		90		
	関節	炎症	711	27	12		672		
	その他		16	7			9		
	小計		5,134	1,215	28		3,891		
その他	放線菌	症	5	5					
	脂肪	壊死	257	257					
	非定型抗酸菌	症(腸)	3,010				3,010		
	非定型抗酸菌	症(顎)	1,367				1,367		
	腫瘍		4	4					
	その他		45	19			26		
小計			4,688	285			4,403		
計			604,992	12,666	322	2	591,998		4

(3)南総食肉衛生検査所

表24 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			計	肉用	乳用					
令和7年	4月	4,257	369	149	220	23		3,863	2	
	5月	3,788	201	86	115	14		3,571	2	
	6月	3,224	272	97	175	26		2,924	2	
	7月	3,453	307	127	180	10		3,133	3	
	8月	3,367	236	87	149	20		3,109	2	
	9月	3,708	290	94	196	24		3,391	3	
	10月	4,108	247	98	149	16		3,843	2	
	11月	3,664	244	101	143	21		3,393	2	4
	12月	4,062	400	150	250	22		3,638	2	
令和8年	1月	4,032	268	109	159	15		3,742	2	5
	2月	3,743	201	71	130	22		3,518	2	
	3月	3,863	283	111	172	18		3,562		
	計	45,269	3,318	1,280	2,038	231		41,687	24	9

表25 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			計	肉用	乳用					
	南総食肉センター	45,269	3,318	1,280	2,038	231		41,687	24	9
	計	45,269	3,318	1,280	2,038	231		41,687	24	9

表26 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開催日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
南総食肉センター	51,905	248	1,705	210	31
計	51,905	248	1,705	210	31

表27 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの									
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹣跚のもの	288	278	14	264	8		2		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの									
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他									
計	288	278	14	264	8		2		

表28 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	月 計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの													
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹣跚のもの	288	22	16	16	26	21	33	33	27	21	28	17	28
(3)汚染源となる症状を呈しているもの													
(4)異常熱のあるもの													
(5)その他													
計	288	22	16	16	26	21	33	33	27	21	28	17	28

表29 年度別と畜検査頭数

年度	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
平成 28年度	33,765	5,192	746	4,446	41		28,532		
29年度	34,010	5,011	657	4,354	49	2	28,939		9
30年度	35,592	4,453	848	3,605	69		31,070		
令和 元年度	37,939	4,175	1,001	3,174	260		33,497		7
2年度	38,385	4,086	1,043	3,043	276		34,022		1
3年度	38,065	4,010	1,069	2,941	268		33,776	11	
4年度	38,835	3,995	1,214	2,781	328		34,457	47	8
5年度	43,685	3,866	1,284	2,582	590		39,186	41	2
6年度	44,667	3,548	1,304	2,244	263		40,810	39	7
7年度	45,269	3,318	1,280	2,038	231		41,687	24	9

表30 と畜検査結果

獣 畜 名	と 畜 検 査 頭 数 (A)	処 分 内 容	処 分 実 頭 数 (B)	疾 病 別 処 分 頭 数																					
				細 菌 病				原虫病	寄生虫病			そ の 他 の 疾 病							そ の 他	計					
				豚 丹 毒	サルモネラ症	放 線 菌 病	そ の 他	マトキツプラズ	の う 虫 症	ジ ス ト マ	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	に 炎 症 による汚染物は縮は							
牛	3,318	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	82 2,222			5						4			20	1	3		58					82 4,048	
と く	231	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	3 214												2		1								3 407
馬		禁 止 全部廃棄 一部廃棄																							
豚	41,687	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	8 40,047																						8 44,496
め ん 羊	24	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	8																						8
山 羊	9	禁 止 全部廃棄 一部廃棄																							
計	45,269	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	93 42,491			5						4	3,164	5	25	1	4		78	58					93 48,959

表31 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺	炎症	10,933	15	3		10,915		
	肺	虫症							
	血液	吸入肺	10,903				10,903		
	肺	膿瘍	3	2			1		
	胸膜	肺炎	1,377				1,377		
	横隔膜	炎症	2,537	45	16		2,475	1	
	横隔膜	膿瘍	21	12	6		2	1	
循環器	その他の	他							
	小計	計	25,774	74	25		25,673	2	
	心外膜	炎症	3,155	129	15		3,011		
	心筋	炎症							
	心筋	変性	95	77	12		3	3	
	リポフスチン	沈着心	22	21	1				
	その他の	他	2	2					
消化器	小計	計	3,274	229	28		3,014	3	
	肝	炎症	4,834	1,180	182		3,470	2	
	寄生虫性	肝炎	3,164				3,164		
	肝	硬変	14	1			13		
	肝	膿瘍	134	124	9		1		
	肝	包膜	炎症	380	1		379		
	肝	脂肪	変性	3	3				
	退色	肝	64	2			62		
	肝	富脈	斑	523	518	5			
	鋸屑	肝	20	19	1				
	産褥	肝							
	肝	蛭症	4	4					
	胆管	炎症	69	69					
	肝	変性							
	ニクズク	肝	3	3					
	リポフスチン	沈着肝	148	147	1				
	胃	炎症	110	19	1		90		
	胃	腸	炎症	295	49	14	232		
	大腸	炎症	5,509	56			5,453		
	小腸	炎症	711	25	1		685		
	腸	炎症	987	422	8		557		
	腸	気泡症	7				7		
	腹膜	炎症	438	22	3		413		
	その他の	他	15	14			1		
	小計	計	17,432	2,678	225		14,527	2	
泌尿・生殖器	腎	炎症	702	344	107		251		
	のう	胞腎	367	29	2		336		
	膀胱	炎症							
	乳房	炎症	3	3					
	子宮	炎症							
	子宮	蓄膿症							
	その他の	他	24	24					
運動器	小計	計	1,096	400	109		587		
	出血性	筋炎	465	210	5		249	1	
	化膿性	筋炎	181	25	6		150		
	筋	炎症							
	筋肉	変性	397	341	8		48		
	筋肉	水腫	78	56	1		21		
	関節	炎症	4				4		
その他	その他の	他	3	3					
	小計	計	1,128	635	20		472	1	
	放線菌	症	5	5					
	脂肪	壊死	27	27					
	非定型抗酸菌	症(腸)	176				176		
	非定型抗酸菌	症(顎)	47				47		
	腫瘍								
その他	その他の	他							
	小計	計	255	32			223		
計			48,959	4,048	407		44,496	8	

第3章 食鳥検査事業

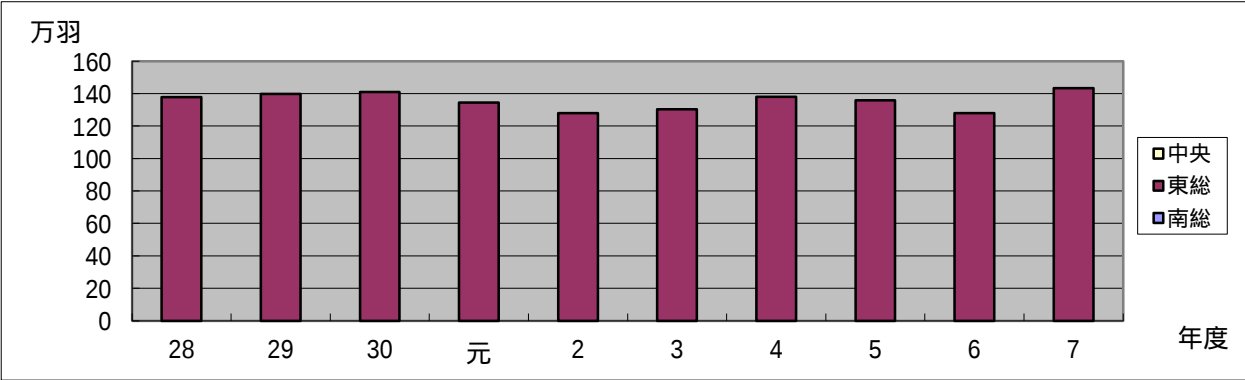
表32 食鳥処理事業の許可件数及び届出食肉販売業の届出件数

区分 許可・届出	年間処理羽数が 30万羽を超える施設数	年間処理羽数が 30万羽以下の施設数	届出食肉販売業 届出件数
中央食肉衛生検査所	0	4	0
東総食肉衛生検査所	1	4	0
南総食肉衛生検査所	0	3	0
計	1	11	0

表33 食鳥検査羽数の年度別推移

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
中央	ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東総	ブロイラー	1,378,669	1,397,085	1,410,473	1,343,887	1,279,295	1,303,062	1,379,646	1,357,557	1,278,648	1,432,178
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南総	ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	ブロイラー	1,378,669	1,397,085	1,410,473	1,343,887	1,279,295	1,303,062	1,379,646	1,357,557	1,278,648	1,432,178
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

食鳥検査羽数の年度別推移(ブロイラー)



食鳥検査羽数の年度別推移(成鶏)

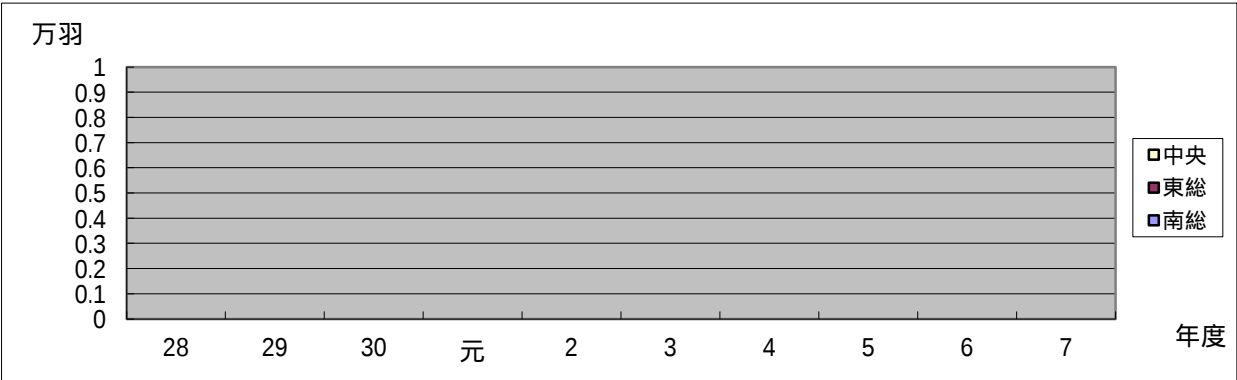


表34 月別検査羽数

		計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東総	ブロイラー	1,432,178	116,462	124,408	109,277	115,824	113,748	114,098	116,168	121,765	135,368	125,364	115,066	124,630
	成 鶏													
合計	ブロイラー	1,432,178	116,462	124,408	109,277	115,824	113,748	114,098	116,168	121,765	135,368	125,364	115,066	124,630
	成 鶏													
	総 数	1,432,178	116,462	124,408	109,277	115,824	113,748	114,098	116,168	121,765	135,368	125,364	115,066	124,630

表35 食鳥種別措置数及び廃棄数

	検査羽数	禁 止		全 部 廃 棄		一 部 廃 棄	
		禁止数	禁止率(%)	廃棄数	廃棄率(%)	廃棄数	廃棄率(%)
ブロイラー	1,432,178	6,198	0.43	8,391	0.59	18,129	1.27
成 鶏							
合 計	1,432,178	6,198	0.43	8,391	0.59	18,129	1.27

表36 食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者数

	計	獣医師	大学・旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者		指定養成施設を終了した者	指定講習会を終了した者
			獣医学	畜産学		
食鳥処理場(30万羽超)	14			2		12
認定小規模食鳥処理場	28					28
合 計	42			2		40

表37 禁止・全部廃棄・一部廃棄(プロイラー)

疾 病 名		合 計	中 央	東 総	南 総
禁 止	マ レ ッ ク 病				
	ブドウ球菌症				
	膿 毒 症				
	敗 血 症				
	変 性	852		852	
	腹 水 症	1,143		1,143	
	出 血	1		1	
	腫 瘍	2		2	
	黄 疸				
	外 傷	68		68	
	削 瘦・発育不良	3,688		3,688	
	放 血 不 良	244		244	
	湯 漬 過 度	176		176	
	そ の 他	24		24	
	計	6,198		6,198	
全 部 廃 棄	マ レ ッ ク 病				
	白 血 病				
	大 腸 菌 症	4,562		4,562	
	ブドウ球菌症				
	膿 毒 症				
	敗 血 症	1,910		1,910	
	変 性	33		33	
	水 腫				
	腹 水 症	1,737		1,737	
	出 血				
	腫 瘍	1		1	
	黄 疸				
	外 傷	4		4	
	削 瘦・発育不良	127		127	
	放 血 不 良	13		13	
	湯 漬 過 度	3		3	
	そ の 他	1		1	
	計	8,391		8,391	
一 部 廃 棄	原 虫 病				
	変 性	1,626		1,626	
	出 血	12,506		12,506	
	炎 症	2,853		2,853	
	腫 瘍				
	臓器の異常な形等	32		32	
	外 傷	321		321	
	そ の 他	791		791	
	計	18,129		18,129	

表38 禁止・全部廃棄・一部廃棄(成鶏)

疾 病 名		合 計	中 央	東 総	南 総
禁 止	マ レ ッ ク 病				
	ブドウ球菌症				
	膿 毒 症				
	敗 血 症				
	変 性				
	腹 水 症				
	出 血				
	腫 瘍				
	黄 疸				
	外 傷				
	削瘦・発育不良				
	放 血 不 良				
	湯 漬 過 度				
	そ の 他				
	計				
全 部 廃 棄	マ レ ッ ク 病				
	白 血 病				
	大 腸 菌 症				
	ブドウ球菌症				
	膿 毒 症				
	敗 血 症				
	変 性				
	水 腫				
	腹 水 症				
	出 血				
	腫 瘍				
	黄 疸				
	外 傷				
	削瘦・発育不良				
	放 血 不 良				
	湯 漬 過 度				
	そ の 他				
	計				
一 部 廃 棄	原 虫 病				
	変 性				
	出 血				
	炎 症				
	腫 瘍				
	臓器の異常な形等				
	外 傷				
	そ の 他				
	計				

表39 食鳥処理場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人当たりの検査羽数

所管	食鳥処理施設 名	食鳥処理業者名	計 (単位:羽)	成 鶏 (単位:羽)	ブローラー (単位:羽)	年 間 開催日数	1日検査 羽 数 (単位:羽)	延検査員 派遣人員	検査員1人 1日当たり の検査羽数
東 総	丸トポートリー食品 株式会社 関東支店	丸トポートリー食品株式会社 代表取締役 長田 一男	1,432,178		1,432,178	250	5,729	500	2,865

表40 認定小規模食鳥処理場の確認状況

確認状況及び措置等			合 計	中央	東総	南総
食鳥処理場数			11	4	4	3
確 認 羽 数		ブロイラー	57,896	4,435	48,498	4,963
		成鶏	185,486		185,486	
		その他				
異常の有無の確認・措置	生体の状況	と殺禁止				
	体表の状況	全部廃棄	889		889	
		一部廃棄				
	体壁内側面の状況	全部廃棄	542		542	
		一部廃棄				
	内臓の状況	全部廃棄				
		一部廃棄	270	2	268	
	廃棄羽数の合計	全部廃棄	1,431		1,431	
一部廃棄		270	2	268		
消毒等の措置		食鳥の隔離				
		施設等の消毒	237		237	

表41 認定小規模食鳥確認羽数の年度別推移

年 度		2 8年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
県合計		326,694	393,535	359,657	362,193	295,407	259,785	297,958	294,173	292,427	243,382
中央	ブロイラー	3,706	3,394	2,382	1,813	2,382	2,521	2,577	2,336	2,370	4,435
	成 鶏										
	その他	303	331	360	364		90				
東総	ブロイラー	44,654	44,784	41,846	42,530	38,202	45,767	52,956	50,325	48,905	48,498
	成 鶏	265,161	332,403	304,798	309,619	247,662	211,407	236,286	235,741	235,755	185,486
	その他	3,543	4,157	2,149	383						
南総	ブロイラー	8,765	7,520	7,372	6,744	6,321		6,139	5,771	5,397	4,963
	成 鶏	562	946	750	740	840					
	その他										
合計	ブロイラー	57,125	55,698	51,600	51,087	46,905	48,288	61,672	58,432	56,672	57,896
	成 鶏	265,723	333,349	305,548	310,359	248,502	211,407	236,286	235,741	235,755	185,486
	その他	3,846	4,488	2,509	747		90				

表4-2 認定小規模食鳥処理場の巡回指導等の状況

	合 計	中 央	東 総	南 総
処 理 施 設 数	11	4	4	3
延巡回指導件数(件)	19	3	14	2
延監視員数(人)	37	6	27	4

第4章 精密検査

1 と畜・食鳥等関係精密検査

令和7年度のと畜検査及び食鳥検査において、牛194件、豚62件、その他(めん羊)0件及びブロイラー1件の合計257件の精密検査を実施し、主な疾病は牛伝染性リンパ腫、豚丹毒、黄疸等であった。また、伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査頭数は牛0件、めん羊及び山羊0件であった。

(1) 全県統計 ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他	17	148	300				
腫瘍	牛 豚 その他	173 5	504 18		593 54			
膿毒症	牛 豚 その他	1	5	9	15			
サルモネラ症	牛 豚 その他	2	12	38	4	3		
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚	18	27	86				
非定型抗酸菌症	豚	4	69	95	22			
黄疸	牛 豚 その他	14 6	14 6				14 6	
尿毒症	牛 豚 その他	4 1	4 1				4 1	
その他	牛 豚 その他	3 8	3 20	2 12	13 48			
合計	牛 豚 その他	194 62	525 306	2 540	606 143	3	18 7	

各検査所管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他	1	1		8			
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他	1	1		8			

(2) 検査所別
中央食肉衛生検査所
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他							
腫瘍	牛 豚 その他							
膿毒症	牛 豚 その他	1	5	9	15			
サルモネラ症	牛 豚 その他							
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚							
非定型抗酸菌症	豚	3	51	67	14			
黄疸	牛 豚 その他	3	3				3	
尿毒症	牛 豚 その他	1	1				1	
その他	牛 豚 その他	1	5		10			
合計	牛 豚 その他	9	65	76	39		4	

管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他							
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他							

東総食肉衛生検査所
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他	17	148	300				
腫瘍	牛 豚 その他	117 5	301 18		318 54			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他	2	12	38	4	3		
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚	17	23	74				
非定型抗酸菌症	豚	1	18	28	8			
黄疸	牛 豚 その他	4 3	4 3				4 3	
尿毒症	牛 豚 その他	1	1				1	
その他	牛 豚 その他	3 6	3 12	2 12	13 35			
合計	牛 豚 その他	125 51	309 234	2 452	331 101	3	5 3	

管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他	1	1		8			
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他	1	1		8			

南総食肉衛生検査所
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他							
腫瘍	牛 豚 その他	56	203		275			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他							
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚	1	4	12				
非定型抗酸菌症	豚							
黄疸	牛 豚 その他	10	10				10	
尿毒症	牛 豚 その他	3	3				3	
その他	牛 豚 その他	1	3		3			
合計	牛	69	216		275		13	
	豚 その他	2	7	12	3			

管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他							
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他							

2 食品化学検査関係

(1) 収去検査

ア 抗生物質検査(簡易検査法)<検査所別>

収去機関 検体畜種	中央食肉衛生検査所		東総食肉衛生検査所		南総食肉衛生検査所		合 計	
	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数
牛								
豚	15	45	30	90	9	27	54	162
鶏								
陽性数	0	0	0	0	1	1	1	1

イ 抗生物質検査(簡易検査法)<検体部位別>

検体畜種	牛				豚				鶏			
	筋肉	腎臓	肝臓	その他	筋肉	腎臓	肝臓	その他	筋肉	腎臓	肝臓	その他
検体数					54	54	54					

ウ 個別検査結果

検体採取機関	頭数	検体数	検出検体

(2) モニタリング検査

ア 採取畜種

検体採取機関 検体畜種	中央食肉衛生検査所		東総食肉衛生検査所		南総食肉衛生検査所		合 計	
	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数
牛			8	24	2	6	10	30
豚	18	54	30	90	6	18	54	162
鶏			6	18			6	18
合 計	18	54	44	132	8	24	70	210

イ 検査項目

基準値があるものはその値を超えるものを陽性とする

畜種 部位	牛			豚			鶏			陽性数		
	筋	腎	肝	筋	腎	肝	筋	腎	肝	筋	腎	肝
抗生物質簡易検査法	10	10	10	54	54	54	6	6	6		5	5
分別推定法					5	5					5	5
抗生物質一斉分析					55	55					5	5
LCMSMS一斉分析	350			1998			216					
イベルメクチン				54								
ドラメクチン				54								
合 計	360	10	10	2160	114	114	222	6	6	0	15	15

(3) 病畜等の動物用医薬品残留スクリーニング検査(直接ディスク法)

	検査頭数		検体数		検 査 項目数	検出数	
	牛	豚	筋	腎		牛	豚
中央食肉衛生検査所		5	5	5	10		0
東総食肉衛生検査所	30	36	66	66	132	0	1
南総食肉衛生検査所							
合 計	30	41	71	71	142		1

(4) 保留・確認検査

基準値があるものはその値を超えるものを陽性とする

	検査頭羽数			検体数				検 査 項目数	検出数	陽性数
	牛	豚	他	筋	腎	肝	他			
中央食肉衛生検査所										
東総食肉衛生検査所										
南総食肉衛生検査所										
合 計										

第5章 衛生指導関係

食肉の安全・安心を確保するため、「令和7年度千葉県食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導等を実施した。

1 食品衛生監視

と畜場、食鳥処理場及び付帯する食肉処理業等の食品関連施設について監視指導を実施した。令和7年度は、67施設の監視を行い、監視件数は120件であった。

検査所名	施設数	監視件数
中央食肉衛生検査所	13	16
東総食肉衛生検査所	33	79
南総食肉衛生検査所	21	25
計	67	120

平成28年度から、野生鳥獣肉処理施設の監視及び指導が食肉衛生検査所に事務委任された。千葉県内の野生鳥獣肉処理施設は16施設であった。

2 衛生講習会

全ての関係者が相互に理解し、共通した認識をもって業務にあたることができるように、食肉処理業従事者等を対象に、食肉の衛生的な取り扱い方法などについての講習を行っている。令和7年度は、講習会を18回開催し、受講者は245人であった。

検査所名	開催数	受講者数
中央食肉衛生検査所	4	25
東総食肉衛生検査所	11	175
南総食肉衛生検査所	3	45
計	18	245

3 と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証

と畜場法施行規則第3条第6項又は第7条第5項に基づく検査又は試験及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第4条第4項に基づく検査又は試験により、衛生管理計画及び手順書の効果を検証した。

(1) 検査

衛生管理計画及び手順書が科学的に妥当であることについての確認を実施した。また、施設の衛生管理が、衛生管理計画及び手順書に基づき適切に行われていることについて、現場及び記録検査を実施した。令和7年度は、と畜場及び大規模食鳥処理施設の計6施設にて1050回実施した。

ア と畜場

検査所名	衛生管理計画 及び手順書の確認	現場検査	記録検査
中央食肉衛生検査所	1	117	2
東総食肉衛生検査所	5	696	17
南総食肉衛生検査所	3	9	9

イ 大規模食鳥処理場

検査 検査所名	衛生管理計画 及び手順書の確認	現場検査	記録検査
東総食肉衛生検査所	1	187	3

(2) 微生物試験

衛生管理の実施状況の効果を客観的に評価するため、衛生指標菌を対象として、切除法を用いた微生物試験を実施した。

令和7年度は、と畜場及び大規模食鳥処理場計6施設にて採取した1100検体について、試験を実施した。

ア 全県

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛	28	160	1280
	豚	56	320	2560
	鶏	12	60	480
腸内細菌科菌群数	牛	28	160	960
	豚	56	320	1920
	鶏	12	60	360
その他	牛			
	豚			
	鶏	4	20	348
合 計	牛	56	320	2240
	豚	112	640	4480
	鶏	28	140	1188

イ 検査所別

中央食肉衛生検査所

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛			
	豚	12	60	480
	鶏			
腸内細菌科菌群数	牛			
	豚	12	60	360
	鶏			
その他	牛			
	豚			
	鶏			
合 計	牛			
	豚	24	120	840
	鶏			

東総食肉衛生検査所

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛	24	120	960
	豚	36	180	1440
	鶏	12	60	480
腸内細菌科菌群数	牛	24	120	720
	豚	36	180	1080
	鶏	12	60	360
その他	牛			
	豚			
	鶏	4	20	348
合 計	牛	48	240	1680
	豚	72	360	2520
	鶏	28	140	1188

南総食肉衛生検査所

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛	4	40	320
	豚	8	80	640
	鶏			
腸内細菌科菌群数	牛	4	40	240
	豚	8	80	480
	鶏			
その他	牛			
	豚			
	鶏			
合 計	牛	8	80	560
	豚	16	160	1120
	鶏			

4 衛生状況調査

令和7年度は、と畜場3施設にて採取した拭き取り15検体(各5検体)について、腸管出血性大腸菌検査を実施した。また、食鳥処理場3施設にて採取した施設等の拭き取り45検体について、細菌検査を実施した。

第6章 調査研究

1 年度別調査研究発表目録(平成28年度～令和6年度)

(1) 中央食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
元	管内と畜場の HACCP 導入後の現況について	橋本 亮
2	管内と畜場に向けて実施した従業員への衛生教育の取組みについて	山田 修造
3	と畜場における ATP 拭き取り検査を活用した衛生指導	山田 修造

(2) 東総食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
28	高齢黒毛和種の T 細胞性腫瘍	神尾 隆昌
	当所管内 Y 食肉センターにおける HACCP システム導入に対する取組みについて	菅 賢明 石下 進平
29	千葉県産の豚及びイノシシにおける病原性エルシニアの保有状況と食肉の汚染状況について	倉橋 浩一
	食用とされる牛消化管の衛生管理について	角田 千春
	牛の頸部腫瘍	熊谷大史郎
30	注射針が残留した豚パック肉に係る調査と再発防止に向けた一考察	谷 將志
	豚コレラ発生時のと畜場における早期再開に向けた体制の構築	福井章太郎
	県内と畜場に搬入された病畜における残留動物用医薬品の検査状況	倉橋 浩一
元	管内 A と畜場における湯剥き処理豚枝肉の衛生管理について	菅原 千尋
	牛の全身性腫瘍の検査状況について	太田 茉里
3	千葉県のブタにおける病原性エルシニアに対する抗体保有状況	仁和 岳史
	肥育豚におけるクロルテトラサイクリン及びスルファジミジンの残留事例について	島田 圭悟
4	牛心臓における無鉤囊虫症	大澤 奈々
	管内各と畜場豚解体処理ラインにおける枝肉洗浄効果の検証について	小野寺 功
6	と畜場に対する衛生指導の事例報告	金子美由希

(3) 南総食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
28	県内で捕獲されたイノシシにおけるカンピロバクター属菌の保菌状況	仁和 岳史
	県内捕獲イノシシのカンピロバクター属菌および寄生虫卵の検出状況	仁和 岳史
30	枝肉拭き取り検査に基づく衛生状況の改善について	大森 英明
	県内野生鳥獣肉処理施設の処理過程における汚染リスクポイントの解析と改善	崎村 弘朗
元	ATP拭き取り検査を活用したと畜場の一般衛生管理改善への取り組み	大森 英明

2	ATP 拭き取り検査を活用したと畜場の一般衛生管理改善への取り組み	大森 英明
3	作業開始前の牛内臓処理まな板における洗浄方法及び消毒温度の検討について	山田 茉里奈
5	シン・肝蛭	板垣 美歩
	管内におけるイノシシの肝蛭寄生分布について	志賀 将人
6	農産物直売所で購入した野草が原因と疑われるヒト肝蛭症の発生について	板垣 美歩
	千葉県内で捕獲されたイノシシにおけるドロレス顎口虫について	

2 令和7年度調査研究目録

○ 東総食肉衛生検査所

題 名	発表者	学会名等
と畜検査において発見された牛(とく)のリンパ腫(皮膚型)	吉野 学	令和7年度千葉県獣医師会獣医学術年次大会
令和7年度モニタリング検査における陽性事例の概要と食肉の安全性確保の取り組みについて	前田 紋章	第71回千葉県食品衛生研究協議会北総地区研究会研修会
県内で分離された豚丹毒菌の性状解析	山田 翔子	令和7年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会

○ 南総食肉衛生検査所

題 名	発表者	学会名等
管内のいわゆる「ジビエ処理施設」に聞いた「こうすれば良かった」～「使いやすさ」と「使いにくさ」の分かれ道～	渡部 美穂子	令和7年度食品衛生研究協議会南総地区研究会研修会

と畜検査において発見された牛（とく）のリンパ腫（皮膚型）

吉野 学

千葉県東総食肉衛検

．はじめに

牛のリンパ腫には、牛伝染性リンパ腫ウイルス(bovine leukemia virus: BLV)の感染により引き起こされる牛伝染性リンパ腫(Enzootic bovine leukosis: EBL)と、BLV が関与しない散発型のリンパ腫(Sporadic bovine leukosis: SBL)とがある。SBL は胸腺型、皮膚型、子牛型の病型に分類され、胸腺型と皮膚型では T リンパ球が、子牛型では T および B リンパ球が腫瘍化するとされている。今回、と畜検査において全身の皮膚に多数の結節を認める牛（とく）に遭遇し、鑑別のため精密検査を実施したので報告する。

．材料及び方法

令和7年9月30日に管内と畜場に病畜として搬入された千葉県内産のホルスタイン種の雌の牛（とく）7カ月齢で、生体検査において、起立不能を呈し皮膚に2cm大の結節が多発、左前肢が肩部から著しく腫大していた。解体後検査において、全身の皮下や筋肉間に水腫が高度に浸潤していたため、高度の水腫で全部廃棄の措置がなされた。

1 材料:皮膚腫瘍

2 方法

(1)病理組織学的検査

20%中性緩衝ホルマリンで固定後、パラフィン切片を作製してヘマトキシリン・エオジン染色、免疫染色を実施した。

(2)遺伝子検査

パラフィン切片から市販のキットを用いて DNA を抽出し、BLV プロウイルスの env 領域に特異的なプライマー (210bp) を用いて PCR 検査を実施した。

．成績

1 病理組織学的検査

真皮から皮下組織にかけて大型核を有し、細胞質に乏しい多型性に富むリンパ球様腫瘍細胞がびまん性に増殖し、スターリースカイ像も認められた。免疫染色では、リンパ球様腫瘍細胞は抗 CD3 抗体に陽性、抗 CD79 α 抗体に陰性を示した。

2 遺伝子検査

BLV の遺伝子は検出されなかった。

．考察

本症例は、病理組織学的検査の結果、T 細胞性リンパ腫と診断した。また PCR 検査の結果 BLV の関与はないこと、月齢も若いこと等から牛のリンパ腫(皮膚型)に分類される。

病畜であったことから、共済連の家畜診療メモもあり、農場での様子について、電話で確認することができ、と畜検査の一助となった。また、検査結果について共済連に情報提供を行った。今後とも、関係機関と連携し、食肉の安全・安心の確保に努めたい。

令和7年度モニタリング検査における陽性事例の概要と食肉の安全性確保の取り組みについて

東総食肉衛生検査所 ○前田 紋章 倉橋 浩一

鍋嶋 隆史 竹田 憲生

1 はじめに～食肉衛生検査所における食肉の安全性確保の取り組み～

食肉衛生検査所では千葉県食品衛生監視指導計画に基づき、食肉に残留する動物用医薬品等のモニタリング検査(以下モニタリング検査)を実施している。

動物用医薬品は出荷した豚の中に、人に危害が及ぶ可能性のある量の医薬品が残留しないよう、用法用量及び出荷してはならない期間が定められている。また、食肉の安全性をより確保するため、と畜検査申請者(以下、申請者という)にはと畜検査申請書における投薬履歴の申告が義務付けられており、食肉衛生検査所は当該申請に基づきと畜検査を実施している。

千葉県内では年間で牛約2万5千頭、豚約85万頭がと畜、また鶏約130万羽が食鳥処理されている。このうち210検体(牛・豚・鶏の筋肉(横隔膜)・腎臓・肝臓)を抽出し、モニタリング検査を実施している。

今年度、5年ぶりに残留基準値超過事例(ドキシサイクリン、以下DOXYという)が2件あった。これらの事例はいずれも生産現場における投薬管理上の不備に起因する人的ミスが主因だった。今回は本事例の概要と、食肉の安全性確保に向けて食肉衛生検査所が実施している取り組みについて報告する。

2 材料及び方法

材料 令和7年5月13日に一般畜として搬入された豚の筋肉(横隔膜)、腎臓及び肝臓

令和7年6月30日に一般畜として搬入された豚の筋肉(横隔膜)、腎臓及び肝臓

方法 抗生物質の簡易検査法^[1](以下、簡易検査法という)

抗生物質の分別推定法^[1](以下、分別推定法という)

LC/MS/MSによる抗生物質一斉分析法^[2](以下、一斉分析法という)

3 概要

事例1

令和7年5月13日に県内Aと畜場において、モニタリング検査を目的としてB農場の豚3頭の筋肉(横隔膜)、腎臓及び肝臓を採取した。同日、すべての検体について簡易検査法を実施し、翌14日3頭中2頭の腎臓及び肝臓で陽性と判定した(表1)。さらに翌15日に簡易検査法陽性の検体で分別推定法を実施したところ、テトラサイクリン系(以下、TC系という)であることが判明した(表2-)。翌16日に陽性検体について一斉分析法を実施したところ、すべての検体において残留基準値0.05ppmを超えるDOXYを検出した。(表3-)。

検査と並行して、生産者に聞き取りを行った。また管轄の家畜保健衛生所に情報提供し、当該生産者に対する適正な薬剤の使用管理についての指導を依頼した。

生産者への聞き取り調査の結果、多数の外国人実習生が在籍する中、複数の作業者が交代で投薬作業に従事する体制で投薬指示の伝達不備が生じていたこと、また薬品使用記録が適切に残されていなかったことが判明した。

事例 2

令和7年6月30日に県内Cと畜場において、モニタリング検査を目的としてD農場の豚4頭の筋肉(横隔膜)、腎臓及び肝臓を採取した。同日、すべての検体について簡易検査法を実施し、翌7月1日4頭中3頭の腎臓及び肝臓で陽性と判定した(表1)。さらに翌2日に簡易検査法陽性の検体で分別推定法を実施したところ、TC系であることが判明した(表2-)。翌3日に陽性検体について一斉分析法を実施したところ、すべての検体において残留基準値0.05 ppmを超えるDOXYを検出した。(表3-)。

生産者への聞き取り調査を実施した結果、有薬用の飼料タンクに20kg/7tの飼料添加剤(DOXY)を投入して子豚に投与するところを、飼料タンクの切り替えをする際のミスにより、誤って肥育豚に給餌したことが原因であると判明した。

豚はと畜前の直近2ヵ月間の投薬履歴を申告することとなっているが、事例1及び2はいずれも投薬履歴が「無」として申請されていた。

表 1 簡易検査法結果

試験菌 検体	* <i>K.r</i>	<i>B.s</i>	<i>B.c</i>	判定
筋(横隔膜)	-	-	-	陰性
腎	-	-	+	陽性
肝	-	-	+	陽性

**Kocuria rhizophila* (ATCC9341)=*K.r*

Bacillus subtilis (ATCC6633)=*B.s*

Bacillus cereus (ATCC11778)=*B.c*

(-は阻止円直径12mm未満、+は12mm以上)

表 2 分別推定法結果

事例 1

事例 2

検体	試験溶液	<i>K.r</i>	<i>B.s</i>	<i>B.c</i>	判定	検体	試験溶液	<i>K.r</i>	<i>B.s</i>	<i>B.c</i>	判定
腎	A	-	-	+	TC 系	腎	A	-	-	+	TC 系
	B	+	-	++			B	-	-	+	
	C	-	-	-			C	-	-	-	
肝	A	-	-	+	TC 系	肝	A	-	-	+	TC 系
	B	+	-	++			B	-	-	+	
	C	-	-	-			C	-	-	-	

(-は阻止円直径12mm未満、+は12mm以上、阻止円の大きさ ++ > +)

表3 一斉分析法結果

事例1

事例2

	薬剤名 検体	DOXY(ppm)
	腎	0.65
	肝	0.46
	腎	0.59
	肝	1.00

(DOXY 基準値:0.05 ppm)

	薬剤名 検体	DOXY(ppm)
	腎	0.85
	肝	0.46
	腎	0.94
	肝	0.42
	腎	0.68
	肝	0.44

事例1、2ともに、腎臓はすべて検査に供し、肝臓は自主廃棄しているため食品として流通はしていない。また筋肉(横隔膜)からは検出されていないため、枝肉等他の部位は食用適とした。

食肉衛生検査所では再発防止対策として、以下の3つのことを行った。

家畜保健衛生所に、当該生産者に対する適正な薬剤の使用管理についての指導を依頼。

と畜場管理者に、本事例について情報提供するとともに、と畜検査申請時の適正な投与履歴の申告について申請者及び生産者に再周知を依頼。

情報交換会を実施し、東部・北部家畜防疫獣医師会、千葉県農業共済組合及び家畜保健衛生所に情報提供。

4 考察

本事例は外見上健康な個体から残留基準値を超える動物用医薬品が検出されたものであり、と畜検査に合格した個体であっても生産現場の投薬管理上の不備により動物用医薬品の残留リスクが生じることを示している。

モニタリング検査は検体採取から結果判明までに一定の期間を要するため、陽性が判明した時点では同一農場由来の製品が既に流通・消費されている可能性は否定できない。この点は食中毒事案や表示違反の探知が喫食後、または販売後となる場合が多い状況と構造的に類似している。これらはいずれも事後探知のリスクに対する行政対応であるため、モニタリング検査は事後的な是正と再発防止が主な役割となる。

したがって、モニタリング検査の本質的な役割は「当該個体の排除(水際阻止)」にとどまるのではなく、農場側の管理体制の不備のサインとして捉え、生産の上流段階である農場側へ迅速にフィードバックして再発防止につなげる点にあると考える。

令和2年度までは当初の検査計画を効率的に実施するため、検体を採取してから薬剤を検出するまでに数か月を要することがあった。しかし以前の動物用医薬品超過事例を教訓に、令和3年度からは検体採取から結果報告までを1ヵ月以内に完結できるよう検査計画を見直した。その結果、今回の陽性事例において生産者への聞き取り調査等を迅速に行うことができ、原因を明確に特定することができた。

また今般、当検査所では内臓廃棄の内訳等と畜検査結果を生産者に情報還元することを目的として、管理獣医師との意見交換の場を設けた。現段階では検査結果の情報共有に限定されるが、連絡経路を確立することで今後の是正指導・再発防止に資する協議へ段階的に発展させる素地が整いつつある。

食肉の安全性確保には食肉衛生検査所のみならず、生産段階を監督する家畜保健衛生所等の関係機関及び流通後を監視する保健所等との継続的な情報共有と連携が不可欠である。

本事例を受けて過去のモニタリング検査の結果、指導履歴及び農場側の生産実態を踏まえて、次年度以降の監視・モニタリング計画に反映していくこと、並びに動物用医薬品等の適正使用に関する指導・啓発を関係機関と連携して継続していくことが重要と考える。

- [1] 平成6年7月1日付衛乳第107号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知:令和6年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について(1994)
- [2] 平成17年1月24日付食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知:食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法(2005)

県内で分離された豚丹毒菌の性状解析

千葉県東総食肉衛生検査所 ○山田翔子、篠原敬太郎¹⁾、平野 亨
 千葉県東部家畜保健衛生所 金田純直、濱田恭平

1) 現千葉県衛生指導課

はじめに

豚丹毒は *Erysipelothrix rhusiopathiae* (豚丹毒菌) を原因とする人獣共通感染症であり、家畜伝染病予防法では届出伝染病に、と畜場法ではとさつ・解体の禁止および全部廃棄の対象に指定されている疾病である。病態は急性の敗血症型、亜急性の蕁麻疹型、慢性の関節炎型・心内膜炎型に分類される。

近年、国内では血清型 1a の強毒株による豚丹毒が問題となっている。Ogawa らによると、国内の血清型 1a の分離株は 4 系統 (~) に分類され、さらに系統 は a、 b-1、 b-2 の 3 つの亜系統に分類される。系統 は SpaA 抗原に特定の変異をもつ型 (M203/1257) であり、2007 年以降、系統 b-1 (九州型) 及び b-2 (本州型) が全国的に分離されている [1]。千葉県内でも、2009 年及び 2012 年に敗血症型豚丹毒発症豚から系統 b-2 型が分離されている [2]。

令和 6 年度、管内と畜場において豚丹毒の摘発数が著しく増加した。これを受け、県内流行株の傾向を調べるため、2009 年から 2025 年における県内分離株について血清型別 PCR 検査、系統 b 識別 PCR 検査及び薬剤感受性試験を行ったので報告する。

材料及び方法

2009 年から 2025 年に管内のと畜場にて分離、もしくは県内家畜保健衛生所の病性鑑定にて分離された 36 株の豚丹毒菌を材料とした。そのうち敗血症型が 9 株、蕁麻疹型が 18 株、関節炎型が 3 株、心内膜炎型が 2 株、混合型 (敗血症型/蕁麻疹型) が 1 株、型不明が 3 株であった。由来農場は 31 農場であり、その所在地内訳は県内の養豚密集地域を中心とした 10 市町であった。

1 血清型別 PCR 検査

Shiraiwa らの報告 [3] に準じて、血清型 1a、1b、2 及び 5 型の判別が可能なマルチプレックス PCR 法により実施した。

2 系統 b 識別 PCR 検査

血清型が 1a と判定された株について、Shiraiwa らの報告 [4] に準じて、系統 b-1 型及び b-2 型を標的としたマルチプレックス PCR 法により実施した。

3 薬剤感受性試験

血清型が 1a と判定された株について、古くから豚丹毒菌に極めて有効とされるペニ

シリン系の薬剤や、近年耐性菌が報告されているキノロン系の薬剤 [5] を含む 21 種類の薬剤について、微量液体希釈法により実施した。

成績

1 血清型別 PCR 検査

供試した 36 株のうち、血清型 1a が 35 株 (97.2%) 、血清型 1b が 1 株 (2.8%) であった (表 1) 。

2 系統 b 識別 PCR 検査

血清型が 1a であった 35 株のうち、系統 b-1 型が 2 株 (5.7%) 、系統 b-2 型が 31 株 (88.6%) 、系統 b 型陰性が 2 株 (5.7%) であった (表 1) 。

3 薬剤感受性試験

供試した 35 株全てがペニシリン系、セフェム系及びカルバペネム系の薬剤に感受性であり、ST 合剤とバンコマイシンに耐性傾向であった。また、エリスロマイシンとクリンダマイシンは、2022 年以降に分離された 24 株で耐性傾向であった。キノロン系のレボフロキサシンは、2012 年以降に分離された 28 株で耐性傾向であった (図 1) 。

表1 血清型別・系統別識別検査結果

分離年	株数	血清型・系統			1b
		1a	1b	1c	
2009	3	3			
2012	2	2			
2013	1	1			
2014	3	1	2		
2016	1			1	
2020	1				1
2022	7		6	1	
2023	2		2		
2024	13		13		
2025	3		3		
合計	36	2	31	2	1

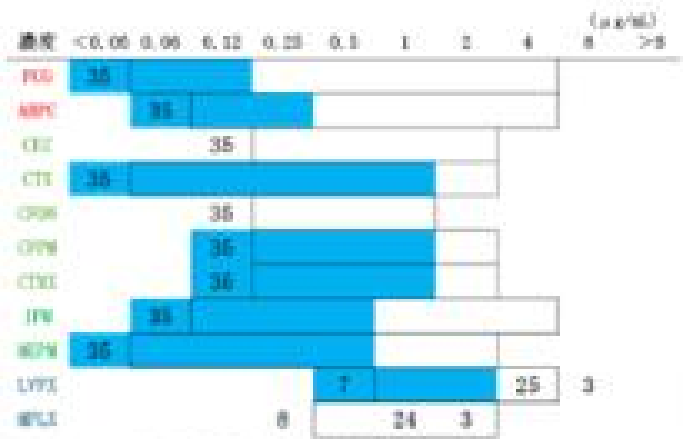


図1 薬剤感受性試験結果 (菌株)

考察

供試した 36 株のうち血清型 1a が 35 株であり、そのうち系統 b-2 型が 31 株であったことから、系統 b-2 型が 2009 年から現在まで継続して県内の豚丹毒発生の主要な原因となっていると考えられる。また、薬剤耐性パターンが類似していることから、遺伝的に近縁な株が県内養豚地域に広く浸潤している可能性が示唆された。さらに、いずれの分離株もペニシリン系やセフェム系薬剤に感受性が高い一方、ST 合剤やバンコマイシンには低感受性で、概ね既報 [5] と同様の傾向を示した。一方で、近年報告の増えているキノロン系耐性株が 2012 年頃から県内に浸潤している可能性が示唆された。また、年次的な比較により合剤を除く 7 薬剤で感受性が低下していたことから、さらなる耐性菌の出現に十分に注意する必要がある。

まとめ

これまで県内における豚丹毒菌株の流行状況を報告した例はなく、今回初めて調査を行った。2009年から2025年に県内で分離された豚丹毒菌について血清型別PCR検査、系統b識別PCR検査、及び薬剤感受性試験を行ったところ、系統b-2型の近縁株が県内に広く浸潤し、継続して県内発生の原因となっている可能性が示唆された。また、複数の薬剤に対する感受性の低下がみられ、さらにキノロン系耐性株の蔓延が示唆されたことから、耐性菌の出現を防止するため抗菌薬の慎重使用が重要である。

豚丹毒はと畜検査で発見される場合が多く、生産者にとっても経済的損失の大きい疾病であるため、と畜検査で得られた情報を生産者へフィードバックし、農場段階での豚丹毒の蔓延防止に活用できる体制を整備することが重要であると考えられる。当所では、令和6年度の管内と畜場における豚丹毒摘発数増加を受けて、と畜場への注意喚起を行い、あわせて家畜保健衛生所へ衛生だよりの発行を依頼した。また、系統b-2型は適切なワクチン接種により感染を防ぐことができるとされているため、地域の臨床獣医師を通じて、養豚密集地域における生産者向けの講習会にて情報提供した。今後も家畜保健衛生所や臨床獣医師等と協力体制を密にし、情報収集、提供していきたい。

- [1] Yohsuke O, Kazumasa S, Yoshitoshi O, Tadasuke O, Sayaka N, Masahiro E, Tetsuya H, Yoshihiro S : Clonal Lineages of *Erysipelothrix rhusiopathiae* Responsible for Acute Swine Erysipelas in Japan Identified by Using Genome-Wide Single-Nucleotide Polymorphism Analysis, Appl Environ Microbiol, 83, e00130-17 (2017)
- [2] 福井聡子, 松本敦子, 関口真樹, 木下智秀, 片山雅一, 猪熊道仁 : SpaA-609G769A型豚丹毒菌株による敗血症型豚丹毒の発生事例, 平成24年度千葉県家畜保健衛生業績発表会集録, 39-42 (2012)
- [3] Kazumasa S, Yohsuke O, Sayaka N, Masahiro E, Yoshihiro S : Identification of serovar 1a, 1b, 2, and 5 strains of *Erysipelothrix rhusiopathiae* by a conventional gel-based PCR, Vet Microbiol, 225, 101-104 (2018)
- [4] Kazumasa S, Yohsuke O, Sayaka N, Masahiro E, Yoshihiro S : Multiplex PCR assay for the simultaneous detection and differentiation of clonal lineages of *Erysipelothrix rhusiopathiae* serovar 1a strains currently circulating in Japan, J Vet Med Sci, Jun, 79, 1318-1322 (2017)
- [5] 宮尾陽子, 舟越康之, 高木裕, 神崎政子, 飯田孝, 内山万利子, 高木昌美, 今田由美子 : 最近10年間の東京都芝浦食肉衛生検査所における豚丹毒の摘発状況, 分離菌の血清型および薬剤感受性の特徴, 日本獣医師会雑誌, 59, 409-415 (2006)

管内のいわゆる「ジビエ処理施設」に聞いた「こうすれば良かった」

～「使いやすさ」と「使いにくさ」の分かれ道～

南総食肉衛生検査所 ○渡部 美穂子、中原 夏子、田崎 穂波

1 はじめに

「食品営業施設監視指導事務処理要領」（令和5年12月5日付け衛第950号「食品営業施設監視指導事務処理要領の改正について（通知）」）（以下、「監視指導事務処理要領」と言う。）の別添監視指導分担表に基づき、野生鳥獣取扱施設（いのしし又は鹿をとさつし又は解体する施設に限る）（以下、「ジビエ処理施設」と言う。）の既存施設に対する監視は、食肉衛生検査所が担当することになっている。このため、新規営業許可申請時の相談に対応する保健所職員は、実際のジビエ処理施設を見る機会が少なくなっている。

この度、既存のジビエ処理施設に対する監視の際に、施設の運用上の課題を把握するため、実際に管理・運営している営業者から、施設や設備に対する「こうした方が良かった」と思われる点について聞き取り調査を行ったので、窓口業務の一助となるようその内容を報告する。

2 聞き取り調査の方法

（1）期間及び対象者

期間：令和7年6月から令和8年2月

対象者：管内で食肉処理業の許可を取得しジビエ処理施設を営業している16施設

（2）内容

監視指導事務処理要領に基づく重点監視と併せて、実際に管理・運営している営業者から施設や設備に対する運用上の利便性について、「使いやすい点」や「使いにくい点」、「こうした方が良かった」と思われる点についての聞き取り調査を実施した。

3 結果及び考察

管内のジビエ処理施設16施設のうち、14施設から回答が得られた。

「使いやすい点」については、懸吊レールを設置している5施設すべての施設から「設置してよかった」「作業は楽になる」との回答が得られた。一方で、ジビエ処理において、懸吊室で枝肉を熟成させる場合には、処理する動物種や大きさにより熟成期間が異なることがあり、後に処理した枝肉を先にカット室へ移動することも多いことから、懸吊室内に一方向のレールをつけると結果として取りにくい場面があり、懸吊室内のレールは回転できる動線にするとより作業をしやすかったとの意見があった。

これに対して、「使いにくい点」及び「こうした方が良かった」と思われる点についての回答内容は（1）懸吊レールやクレーンの設置に関すること（2）床の排水設備や床構造に関すること（3）想定不足により生じた不便さ（4）施設が公有建物であることの制約によるものの4種類に大きく分類することができた。

（１）懸吊レールやクレーンの設置に関すること

懸吊レール未設置施設 9 施設のうち「懸吊レールがあったほうが作業はしやすい」と回答した施設は 3 施設あった。本調査では自由回答で施設の利便性について営業者に聞き取り調査を実施したが、懸吊レールに関する回答は「使いやすい点」として懸吊レールを挙げた 5 施設からの回答と合わせて 8 施設（施設全体の 50%）から得られたことから、ジビエ処理施設において懸吊レールの有無が作業効率を左右する要因となることを営業者自身も認識していることが示された。しかし、懸吊レールを設置するためには、天井の強度の増強や、施設の壁やコンテナ冷蔵庫を特別仕様にする必要があり、レール本体だけでなく、施設全体に費用がかかることから設置を見送った施設が多くあったことが聞き取りにより明らかとなった。

これらの事項については、設備の有無が作業効率に大きく影響することを、営業者自身も十分に認識している。そのため、レール設備が設置されていない施設では、営業者がそれぞれの状況に応じて対応しており、レール設備がなくても対応可能な施設が複数あることがわかった。

（２）床の排水設備や床構造に関すること

床の排水設備や床構造に関することについては、7 件の回答があった。

「床排水口が小さく、獣毛やゴミですぐにつまる」との回答は 4 施設からあり、場所は屋外の前洗浄場所（解体室へ搬入する前に泥等による体表の汚れを落とす場所）や解体室があげられた。このうち 1 施設から、解体室は温湯を流すことから、耐熱性の配管が必要であると施設施工会社から説明があり、小さい排水口、細い配管になってしまったと回答があった。また、「グレーチングの床排水よりも溝を作り、排水口を一つにまとめる排水方法は掃除がしやすいと思う」との意見もあった。

また、「解体室の耐水性や強度を強くすればよかった」と回答した施設は 2 施設あった。施設運用開始後 3～4 年で壁と床との接合部から腐食し始めたとの回答があり、施設立入り時には、壁の塗装が剥がれて内側の木材が露出している状態になっていた。また、別の施設では、新規許可取得後 1 年以内に床の剥がれがでてきたとの回答があった。

床の排水設備や構造については、作業や衛生管理の効率性を左右するものであるが、施設完成後の改修は困難であるため、計画段階で慎重に設計することが重要であることが示唆された。

（３）想定不足により生じた不便さ

実際の運用状況の想定が不十分だったことによる不便さについての回答が 10 件と最も多くあげられた。その内容は、「動線や施設の大きさをもっと細かく計算する必要があった」（5 件）、「解体室搬入前に前室（もしくは軒）を作ればよかった」（2 件）、「解体室の区画（搬入口）をシャッターとしているが閉めても外から虫の侵入があるので、扉にすればよかった」（1 件）、「換気扇の能力を大きいものにすればよかった」（1 件）、「解体室に窓は不要であった」（1 件）となった。

このうち、「動線や施設の大きさをもっと細かく計算する必要があった」と回答した施設のうち 2 施設の概要を例示する。

ア 処理動物種の大きさ等を想定しきれていなかったことが推察された事例

当該施設は当初、解体室からカット室への枝肉の移動は「窓」を



図1 枝肉の動線

通して移動させることを想定していた。しかし、大きい動物種を処理した際には窓が小さく、枝肉を通すことができないため、施設建物の外を通過して解体室からカット室に移動させている状態となっていた。枝肉の動線を図1に示す。

イ 既存の建物を活用し、施設基準に合わせて施設を整備したと推察されるが、そのために必要な広さの確保が十分ではなかった事例

当該施設は、自宅敷地内の離れの風呂場を処理施設として活用した施設であった。と体、枝肉の流れの一方向性を保つために搬入口の増設をしたことが推察された。施設の外觀模式図を図2に示す。増設された搬入口は離れの風呂場の壁に作られたが小さく作られていたため、と体及び作業員の動線は、まずと体をソリに乗せて搬入口から室内へ入れた後、作業員はカット室の出入口から建物内に入り、搬入口のソリを解体室内へと運ぶ動線になっていた。と体及び作業員の動線を図3に示す。

営業者からは「搬入口が小さかった」「解体室が手狭であった」と回答があった施設であったが、既存の建物を中心に、施設基準に合わせた施設を作ったことにより効率的で衛生的な動線及び必要な設備の大きさの確保ができなかったことが考えられた。

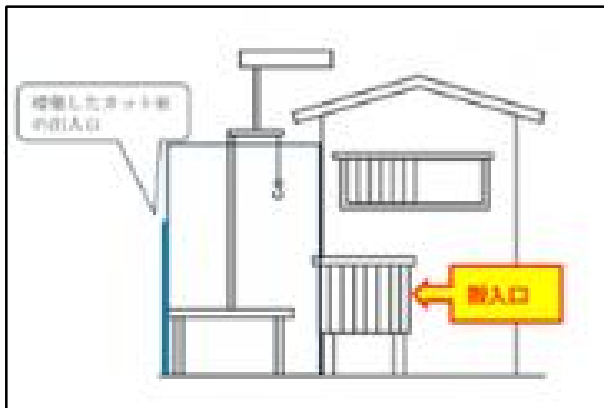


図2 施設の外觀模式図

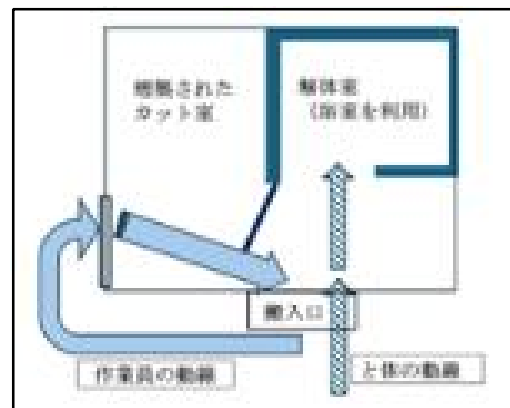


図3 と体及び作業員の動線

このほか、別の施設において、手洗い施設にホースをつけてと体及び枝肉洗浄を行っていた施設からは「手洗い設備と洗浄設備の配置をもっと考慮するべきであった」と回答があり、また別の施設では「天井の高さもう少し高い方が使いやすかった」との意見を聞き取ることができた。

運用を開始した後になって想定不足により、使いにくさを感じている施設では、単に施設の利便性が低下するだけでなく、施設基準を逸脱した状態になっているケースや、衛生的な取り扱いが十分にできなくなる施設が見受けられた。

（４）施設が公有建物であることの制約によるもの

ジビエは地域振興の側面もあることから、施設建物が自治体所有の施設がある。

本調査では、「施設の建物が自治体所有のものであるため、予算が付きにくく修繕できない、（または、修繕までに時間がかかる）、不要物の処分ができない」といった回答が該当する施設全てから得られた。営業者が施設の修繕を行いたくても、必要な修繕や改修が迅速に行われず、結果として営業者にとって使いにくい施設となってしまうことが示唆された。

表 営業者に聞いた施設の「使いにくい点」及び「こうした方が良かった」と思われる点

(1) 懸吊レールやクレーンの設置に関すること	
「使いにくい点」及び「こうした方が良かった」と思われる点	回答数
懸吊レールがあったほうが作業はしやすい。	3
手動式クレーンを使っているが、電動クレーンがあったほうが良い。	1
(2) 床の排水設備や床構造に関すること	
「使いにくい点」及び「こうした方が良かった」と思われる点	回答数
床排水口が小さく、獣毛やゴミですぐにつまる。	4
解体室の耐水性や強度を強くすればよかった	2
(3) 想定不足により生じた不便さ	
「使いにくい点」及び「こうした方が良かった」と思われる点	回答数
動線や施設の大きさをもっと細かく計算する必要があった	5
解体室搬入前に、全室（もしくは軒）を作ればよかった	2
解体室の区画（搬入口）をシャッターとしているが閉めても外から虫の侵入があるので、扉にすればよかった。	1
換気扇の能力を大きいものにすればよかった	1
解体室に窓は不要であった。	1
(4) 施設が公有建物であることの制約によるもの	
「使いにくい点」及び「こうした方が良かった」と思われる点	回答数
施設の建物が自治体所有のものであるため、予算が付きにくく修繕できない（時間がかかる）、不要物の処分ができない。	3

4 まとめ

許可施設において法令や施設基準への適合が最重要であることは言うまでもないが、施設の設計段階から実際の運用を意識することで、日常業務の効率化や衛生管理がしやすくなり、営業者・従事者にとって「使いやすい施設」の実現につながる。今回の調査で明らかになった課題は、平面図では把握しにくい運用上の問題を多く含んでいた。ジビエ処理施設の特性を踏まえれば、新規申請の相談段階から、こうした視点を取り入れた助言ができることが望ましい。

そのためには、営業者と直接話すことのできる窓口での相談時に、ジビエ処理施設の実態と運用方法を理解した上で、図面相談の段階から実践的な指導・助言が行えるような体制が求められる。引き続き関係機関と情報を共有しながら対応していきたい。

第7章 附表

1 と畜場使用料・と殺解体料並びに検査手数料

令和7年4月1日現在

所管	と畜場名 (と畜場番号)	区分	認可料金 (単位:円)						
			牛	馬	中とく	とく	豚	めん羊 山羊	山羊
中央	印旛食肉センター 事業協同組合 印旛食肉センター (6)	と畜場使用料					1,430		
		と殺解体料					685		
東総	千葉県食肉公社 (1)	と畜場使用料					1,430	880	880
		と殺解体料	10,670	10,670	2,750	1,100	660	660	660
	横芝光町営東陽 食肉センター (9)	と畜場使用料	7,297	7,297	4,372	1,265	1,265	1,162	1,162
		と殺解体料	2,970	2,970	2,200	660	742	330	330
	東庄町食肉センター (11)	と畜場使用料					935		
		と殺解体料	2,750	2,750	2,200	550	825		
南総	南総食肉センター (15)	と畜場使用料	5,500	5,500	3,300	2,200	1,320	1,650	1,650
		と殺解体料	2,750	2,750	2,200	770	880	770	770

と畜・食鳥検査手数料(単位:円)	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	鳥
	700	700	300	300	200	5

2 と畜場の構造設備等の概要

所管	構造設備と畜場名	所在地 経営	設置者	氏名 住所	許可年月日	敷地面積	建築様式 使用水	1日の処理能力 大動物 小動物	緊留所面積	大動物 小動物	解体処理室面積	大動物 小動物	懸肉室 冷蔵施設	汚水処理施設	設置年月日 処理方法	処理能力 処放先
中央	印旛食肉センター 事業協同組合 印旛食肉センター	成田市芦田2420 民営	印旛食肉センター事業協同組合 成田市芦田2420		平成8年4月1日	19,847.5㎡ 5,069.8㎡	鉄筋コンクリート 井戸水					490.07㎡		115.00㎡ 825.00㎡	昭和50年8月21日 活性汚泥法	790m³/日 根本名川
	千葉県食肉公社	旭市鎌数6354-3 民営	株式会社千葉県食肉公社 旭市鎌数6354-3		平成10年10月1日	41,047.5㎡ 9,559.9㎡	鉄筋コンクリート 上水道・井戸水	120頭 1,850頭					564.81㎡ 989.79㎡	1,594.00㎡ 2,417.00㎡	平成元年4月1日 活性汚泥法	2,600m³/日 新川
東総	横芝光町営 東陽食肉センター	山武郡横芝光町芝崎1390 公営	横芝光町 山武郡横芝光町宮川11902		昭和43年5月17日	14,400.0㎡ 4,254.0㎡	鉄筋コンクリート 井戸水	30頭 850頭				114.00㎡ 525.50㎡	165.00㎡ 893.00㎡	216.00㎡ 532.00㎡	平成9年3月19日 活性汚泥法	1,000m³/日 栗山川
	東庄町 食肉センター	香取郡東庄町笹川14714 公設民営	東庄町 香取郡東庄町笹川14713-131		昭和28年12月20日	6,783.0㎡ 2,044.2㎡	鉄筋鉄骨コンクリート 井戸水					225.10㎡	335.48㎡	68.28㎡ 285.01㎡	昭和45年3月31日 活性汚泥法	450m³/日 黒部川
南総	南総食肉センター	長生郡睦沢町北山田寺崎新田15-1 民営	長生郡睦沢町北山田寺崎新田15-1		平成10年3月25日	49,515.0㎡ 3,227.0㎡	鉄筋コンクリート 上水道・井戸水	60頭 230頭				262.73㎡ 315.94㎡	294.24㎡ 330.50㎡	220.00㎡ 448.00㎡	昭和56年3月31日 活性汚泥法	370m³/日 一宮川

3 大規模食鳥処理場の構造設備等の概要

所管	構造設備と畜場名	所在地 経営	設置者	氏名 住所	許可年月日	敷地面積	建築様式 使用水	1日の処理能力	生体保管場所面積	食鳥処理室面積	冷蔵・冷凍施設面積	汚水処理施設	設置年月日 処理方法	処理能力 処放先
東総	丸トポーター 食肉株式会社 丸トポーター 食肉株式会社 丸トポーター 食肉株式会社	香取市大倉5708-2 民営	丸トポーター食品株式会社 愛知県豊橋市牟呂町字廟田14		平成22年4月1日	4,802.0㎡ 2,167.8㎡	鉄骨スレート 井戸水						平成12年1月 活性汚泥法	300m³/日 利根川

4 歴代所長一覧

代	中央食肉衛生検査所	東総食肉衛生検査所	南総食肉衛生検査所
初	石川 光 昭和49年4月～50年5月	斉藤 健三 昭和46年7月～50年3月	八角 武夫 昭和56年4月～59年3月
2	青木 榮 昭和50年5月～53年3月	本多 作爾(事務取扱) 昭和50年4月～50年5月	高橋 卓 昭和59年4月～61年3月
3	本多 作爾 昭和53年4月～55年3月	田崎 武範 昭和50年5月～51年3月	松本 康夫 昭和61年4月～62年3月
4	鈴木 謙之介 昭和55年4月～56年6月	北田 孝 昭和51年4月～56年6月	藤江 常三 昭和62年4月～63年3月
5	北田 孝 昭和56年6月～58年3月	吉岡 秀三 昭和56年6月～59年3月	萬谷 稔 昭和63年4月～平成2年3月
6	青木 榮 昭和58年4月～59年3月	八角 武夫 昭和59年4月～61年3月	野口 英生 平成2年4月～4年3月
7	吉岡 秀三 昭和59年4月～60年3月	渡辺 春道 昭和61年4月～62年3月	橘川 宏 平成4年4月～5年3月
8	高澤 功 昭和60年4月～61年3月	慶児 良弘 昭和62年4月～平成2年3月	富樫 繁美 平成5年4月～6年3月
9	八角 武夫 昭和61年4月～62年3月	萬谷 稔 平成2年4月～4年3月	鈴木 武夫 平成6年4月～8年3月
10	土屋 正雄 昭和62年4月～平成元年3月	野口 英生 平成4年4月～5年3月	石川 正順 平成8年4月～13年3月
11	三輪 正容 平成元年4月～3年3月	寺牛 正和 平成5年4月～10年3月	川口 節男 平成13年4月～15年3月
12	高根澤 幸雄 平成3年4月～5年3月	鈴木 武夫 平成10年4月～11年3月	穴倉 忠夫 平成15年4月～16年3月
13	萬谷 稔 平成5年4月～6年3月	三輪 弥太郎 平成11年4月～13年4月	濱田 徳雄 平成16年4月～17年3月
14	野口 英生 平成6年4月～8年3月	鎌田 知能 平成13年4月～16年3月	高浦 芳一(事務取扱) 平成17年4月～17年4月
15	山口 尊彦 平成8年4月～13年3月	平山 勝男 平成16年4月～18年3月	加瀬 宏夫 平成17年4月～19年3月
16	鎌田 知能(事務取扱) 平成13年4月～13年4月	高浦 芳一 平成18年4月～20年3月	堂後 紀彦 平成19年4月～20年3月
17	三輪 弥太郎 平成13年4月～15年3月	高橋 紀久夫 平成20年4月～22年3月	大平 一良 平成20年4月～21年3月
18	川口 節男 平成15年4月～17年3月	土肥 暁 平成22年4月～24年3月	細谷 和邦 平成21年4月～24年3月
19	高浦 芳一(事務取扱) 平成17年4月～17年4月	渡辺 茂樹 平成24年4月～25年3月	小澤 等 平成24年4月～26年3月
20	竹越 不可止 平成17年4月～18年3月	岩井 良宏 平成25年4月～28年3月	林 亨 平成26年4月～28年3月
21	石田 良雄 平成18年4月～21年3月	水田 勲 平成28年4月～30年3月	小谷 嘉宏 平成28年4月～30年3月
22	高索 俊二 平成21年4月～22年3月	佐藤 至 平成30年4月～令和2年3月	嶋野 正義 平成30年4月～平成31年3月
23	阿部 暁 平成22年4月～24年3月	小山 裕士 令和2年4月～令和4年3月	菅沢 淳一 平成31年4月～令和2年3月
24	若菜 正行 平成24年4月～25年3月	菅沢 淳一 令和4年4月～令和5年3月	山田 裕康 令和2年4月～令和3年3月
25	崎本 毅 平成25年4月～26年3月	可世木 仁哉 令和5年4月～	竹田 雅一 令和3年4月～令和4年3月
26	野平 幸也 平成26年4月～28年3月		崎村 弘朗 令和4年4月～令和5年3月
27	塚本 宏 平成28年4月～29年3月		藤平 英一 令和5年4月～
28	浦野 圭司 平成29年4月～30年3月		
29	渡邊 紀之 平成30年4月～平成31年3月		
30	齋藤 了 平成31年4月～令和2年3月		
31	高橋 孝二 令和2年4月～令和3年3月		
32	高馬 洋之 令和3年4月～令和5年3月		
33	畑野 克巳 令和5年4月～令和6年3月		
34	横山 泰 令和6年4月～令和7年3月		
35	田邊 裕通 令和7年4月～		



県の魚（鯛）



県の鳥（ほおじろ）



県の花（菜の花）



県の木（まき）

令和7年度千葉県食肉衛生検査所事業概要

令和8年8月

編集者 千葉県中央食肉衛生検査所
千葉県東総食肉衛生検査所
千葉県南総食肉衛生検査所